

第四百一十一回
国会

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第九号

平成九年十一月十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十七日

辞任

武見 敬三君

益田 洋介君

菅野 久光君

椎名 素夫君

十一月十八日

辞任

阿部 幸代君

補欠選任

橋本 敦君

遠藤 要君

片山虎之助君

高木 正明君

野間 越君

三浦 一水君

荒木 清寛君

広中和歌子君

伊藤 基隆君

赤桐 操君

笠井 亮君

狩野 安君

鹿熊 安正君

金田 勝年君

亀谷 博昭君

香掛 哲男君

斎藤 文夫君

清水嘉子君

田村 公平君

常田 享詳君

補欠選任

野村 五男君

和田 洋子君

峰崎 直樹君

江本 孟紀君

長尾 立子君

野村 五男君

林 芳正君

保坂 三蔵君

官澤 弘君

泉 信也君

今泉 昭君

岩瀬 良三君

小林 元君

菅川 健二君

高橋 令則君

寺澤 芳男君

吉田 之久君

和田 洋子君

小島 慶三君

齋藤 勁君

峰崎 直樹君

田 英夫君

橋本 敦君

吉川 春子君

江本 孟紀君

山口 哲夫君

藤井 秀人君

田中 久雄君

島田 晴雄君

新藤 宗幸君

上條 俊昭君

貝塚 啓明君

東京国際大学経
済学部教授 田尻 嗣夫君
全国保険医団体
連合会副会長 鮫島 千秋君

本日の会議に付した案件

○財政構造改革の推進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。

財政構造改革の推進に関する特別措置法案を議題といたします。

本日は、本法律案の審査に関し、参考人の方々から御意見を承ることにしております。

参考人の皆様へ一言ごあいさつ申し上げます。本日は、御多忙中のところ当委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。皆様

の忌憚のない御意見を承り、本法律案審査に反映させてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事の進め方でございますが、まず参考人の皆様からそれぞれ十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

それでは、まず島田参考人からお願いいたします。

○参考人(島田晴雄君) 島田でございます。

最初に十分ほど所見を申し上げたいと思っております。

三点ほど触れたいと思いますが、一つは財政構造改革法を今次国会で成立させる必要があるというポイント、それから経済構造改革についてなすべきこと、それから三点目に、とりわけその中で法人税の改革について触れたいと思っております。

第一点は、財政構造改革法案でございます。

これは今後六年間に、つまり二〇〇三年度に、財政赤字をGDP比三%水準以内に抑えるという大きな目標のもとで、特にこれから三年間を集中改革期間として、あらゆる予算項目に聖域を置かず、数量的な削減目標、いわゆるキャップ、これにかけて過大な予算については削減に努めるという法案は、ぜひ今国会で成立させるべきだというふうに考えます。

この程度の改革が実現できない場合には、政府の累積債務の利払いの負担がさらに金利負担を生むというような形で、累積債務が雪だるま式に膨れ上がっていくおそれが極めて強いわけでございます。そうした累積赤字を放置しておきますと金利の上昇、投資の圧迫による経済の停滞、インフレの加速、為替レートの低下、実質所得の低下、失業の増大といった典型的な経済の衰退に陥るおそれが極めて強いということでございます。

とりわけ財政構造改革法という形で、法律の形で明確に国家の目標を定めていくことは極めて重要な意味を持っていると思っております。といいますのは、これまで多く観察されました予算配分の恣意性のようなものを排除する、そして不透明性を排除するという意味では、法律の形で基本方針を定めておくということは重要だというふうに考えます。したがって、今度の国会で国民の理解を得るために十分な論議が尽くされることを心から期待したいわけでございます。

それを申し上げた上で、経済構造改革について一言触れたいと思っております。

今日、景気の足踏みと言われておりますけれども、急速に景気の低迷感が強まっているということとは何人も否定し得ないところだと思っております。私も大変この問題を憂慮しておりますが、これに対して、財政出動あるいは所得減税ということが有

力な解決策となるかどうか、私はかなり疑問を持っております。それよりも、規制緩和の戦略的推進といった構造改革を強力に進めることが有効ではないかというふうに考えます。

この財政出動、所得減税の効果が期待しにくいのではないかとと思われることについては、次のような理由でございします。

公共投資などの財政支出は、一時的にももちろん需要の創出になります。しかし、サービス経済化の進展しております近年の経済構造の中では、その波及効果は極めて乏しい、ますます乏しくなっていることはさまざまなデータから明らかになっておりますが、それは財政構造改革をおくらせることになるわけですけれども、この改革を先伸ばしにすればするほど累積債務問題というのは困難がいよいよ増幅をいたします。長期的に弊害がますます大きくなるということでございします。

所得減税についてはどうかということでございしますが、今日所得が低迷をしているということは事実でございますけれども、これは実質可処分所得の伸び悩みということもあることはありますけれども、さらに先行きの金融不安、雇用不安、老後不安といったような将来不安が影を落としている面が大きいと思われる。したがって、一時的な減税をした場合に、むしろ将来不安ということ消費よりも貯蓄に回る、あるいは将来の増税を予測して消費が伸びないということがあつたのではないかと考えます。

したがって、経済の活性化のためには、今日二千八百三十項目の規制緩和推進計画ということで行われているわけでございますけれども、この中身をさらに実質的に強力に進めることが必要ではないか。経済構造が変化していかざるを得ない中で、今日、全般的な景気の低迷があるけれども、決算の状況などを見てみますと、業績のむしろ増加している、収益の増加している企業が五分の一ぐらいはございます。つまり、経済構造の変化の未来をとらえて、市場のニーズをとらえて伸びている産業部門、企業もあるわけでございます。

て、そういった新しい社会のニーズ、市場の機会をとらえた企業や産業の成長を促進すること、そのために規制緩和を一層本格的に促進することが必要ではないかというふうに考える次第でございします。

ただ、ここで一つ、規制緩和は相当程度今進行中だと思っておりますけれども、国民がこの規制緩和の進行について自信を持てる、安心して規制緩和の推進に参加できるというためには、実は私は早い段階で市場システムの整備というものを急ぐ必要があるのではないかと考えます。これは何かというと、透明性を確保すること、公正な市場競争の仕組みを確保すること、そして安全を確保することでございます。

これはあらゆる産業分野、あらゆる市場について言えることなんです。最近非常に関心を持っております金融について一つの例でいいますと、金融の情報公開は果たして十分なのか、あるいは市場監視制度は本当に機能しているのか。あるいは預金保険機構のような問題がありますけれども、一時八千数百億円であったのが今日は三千億円台になっている。あるいは保険契約者保護基金が底をついている。こういうようなセーフティネットでは極めて心もとないわけでございます。まして、ここら辺の安心して規制緩和を進められる市場システムの推進、整備ということに急ぐ必要があるというふうに思います。

最後に、法人税の問題について触れたいと思ひます。

大変いろいろ政策手段が困難である中で、私は、構造改革としては言うまでもありませんが、景気対策としても最も効果が期待できるのは法人課税の改革であろうというふうに思ひます。

今日、法人税の改革について、課税ベースの拡大を引当金の見直し等で進めながら数%の法人税率引き下げということが意図されていて、それに連動して地方税の引き下げということが議論されておるようでございますけれども、私は法人課税全体の見直しをすることが必要だと。とりわ

け課税といひますのは、地方の法人関連の課税でございします。

問題は、特に地方法人所得課税、つまり法人事業税一〇%、法人住民税法人税割、これが六・五%ございますが、あえて思い切つて申し上げますと、私見でございますけれども、これらの地方法人所得課税を撤廃して、そして地方税収を賄うために付加価値税型の外形標準課税を導入する。これが適当なのではないかというふうに思ひます。企業が上げております総付加価値をもし付加価値税型の税で賄うとすると、そして法人事業税の税収をその分で賄うとすると約一・五%から二%程度の付加価値税率で済むわけでございます。これは地方自治体にとっては税収が減らない、しかも安定化するというメリットがございします。

これは、来年度の法人税改正にはこの地方税改革の具体案を盛り込むことは難しいかもしれませうけれども、そういう方向を明確に打ち出すということが将来の投資行動を明らかに刺激いたしますし、恐らく株式市場がすぐこれに反応して株価が反転するのではないかと、そういうアナウンスメント効果も期待されると思ひます。この外形標準課税の導入による法人所得課税の撤廃は、何よりも生産性の高い効率的な企業、産業の成長を促進いたします。そして、応益税という基本をめぐつての住民と自治体当局の切磋琢磨が高まることによつて、責任のある地方自治が実現できるのではないかと、このように思ひます。

以上でございます。

○委員長（遠藤要吉） ありがとうございます。

次に、新藤参考人をお願いいたします。

○参考人（新藤宗幸君） 新藤でございます。時間が限られておりますので、最初の私の発言に關しましてはまとめました原稿を読み上げるといふ形にさせていただきますと思ひます。

この財政構造改革法案は、衆議院を通過はしてございますけれども、日本の財政構造の改革あるいは法的問題といった点を考えますと、なお多くの論点が残されているように思ひます。とりわけ財

政構造改革とこの法案との適合性、それから財政構造改革法案の法としての問題点について申し上げたいと思つております。

この法案は、御承知のとおり、財政構造改革の推進に関する特別措置法と名づけられておりますが、条文を読んだ率直な感想を言えば、財政構造改革法案ではなくて歳出入削減法案でしかないということだと思います。と申しますのも、歳出入削減自体は財政構造改革の手段とは言えないからで、歳出入削減が財政構造改革の手段たり得るためには歳出入削減のターゲット、方法等について明確な戦略を必要とするはずであります。

この法案は、予算の総量規制、分野別支出に關する歳出統制、補助金等と地方歳出に對する統制の三点を特徴としております。とりわけ分野別支出に關する歳出統制を中心として見るように見受けられます。そこでは、従来のシーリングによる大枠規制からより詳細な分野別総量規制に転換することを法的に定めていると言ふことができま

す。

ところが、例えば公共事業に關する統制に端のあらわれていますように、公共事業の分野別歳出バランスないしシェアには全く手がつけられておりません。事業年度を延長し、単年度当たりについては、言うなれば皆ひとしく泣くという、日本に伝統的歳入削減方法から脱却するものではないと言ひます。そのことは、より大きな行政分野別に見ても全く同様であります。

一九八一年三月に土光敏夫氏を会長とします第二次臨時行政調査会が設置されましたが、その際には、一般会計の公債依存率は歳入の三〇%強、GNPに占める公債残高の割合も約三分の一でございました。当時も財政の危機、破綻が言われたわけでありましたけれども、にもかかわらず、なぜにこうまで極端な財政破綻状況が生み出されたのか。理由は決して一つではありませんけれども、少なうとも今日、財政構造改革と言ふならば次の理由は無視できないはずであります。

第一に、財政の危機を常に語りながら、政治、官僚、業界の三位一体となった鉄の三角形間のバランスの維持を基本として拡張主義的な財政運営が行われたからであります。その結果、事業の実績の評価、時代状況と事業の適合性などは顧みられませんでした。しかし、収入を気にせず拡張主義的財政運営が可能であったのは、必要なだけの国債が発行できたからでもあります。

つまり、今議論されている行政改革とも関係いたしますけれども、大蔵省は金融業界に強大な監督権を持ち、国債の市中消化をなすとともに、他方で大蔵省資金運用部資金、財政投融資資金によって国債を引き受けてきたからであります。言いかえれば、一方の手で借金証書を発行し、他方の手で引き受けてきたに等しいわけであります。

第二に、時代状況が刻々と変わっていくにもかかわらず、事業系特別会計、公団、事業団、政府系金融機関の整理は行われず、財政投融資資金が貸し付けられてまいりました。しかし、これらの融資は事実上焦げつき債権を生み出したに等しく、したがって一般会計からの利子補給をするという悪循環に陥ってまいりました。しかし、一般会計そのものに余裕がないのですから、この利子補給のためにさらに一般会計が借金を重ねるといふこれまた悪循環に陥らざるを得ません。

第三に、今回の法案には明確に姿をあらわしてはおりませんが、道路特定財源に代表される目的税の整理が行われず、歳出構造を硬直化させたと言えます。また、特別会計と一般会計との間の会計間操作が行われることによっていわゆる隠れ借金が累積されてまいりました。一般会計における借金額を幾らかでも減らし、見かけをよくするためにとられた手法がいよいよ限界に達したということではないでしょうか。

このように見てくるならば、財政構造改革に必要とされる視点は、まず何よりも事業の実績の評価、事業の時代的適合性の評価を行うことでなければなりません。そして国債の最高機関である国会は、内閣をこのような観点から法的に縛る制度

を創出することが問われているはずであります。また特別会計、特殊法人の整理をなすこと、財政投融資を根本にわたって改革し、公的資金による国債引き受けという安易な方法を法的に制約することではないでしょうか。

この法案のモデルがアメリカの一連の歳出削減法にあるのは私も推測いたしております。しかし、私がこの法案で最も危惧いたしますのは、全体的歳出規模の縮小に貢献するかもしれませんが、既存の歳出構造あるいは事業構造を固定化してしまいかねないことです。この法案は、議会制民主主義の悪弊と言われてまいりました一種のむしりとたかりの民主主義に枠をはめ、次の世代に余裕ある財政を残そうとするものであるかもしれません。法案は時限立法ですが、一たんこのことを始めますと次の世代も同様の法律をつくっていくことになるかと思ひます。

つまり、議会制民主主義の悪弊を正すための議会制民主主義の良識ないし自浄能力の発揮の論理は、実は議会制民主主義の否定につながりかねないわけであります。財政構造改革法として国債の最高機関が法的規範を制定するならば、内閣・省庁官僚制の予算編成制度と方法の統制システムとして構想するべきなのであって、分野別歳出に法的枠をはめ、既存構造を保護し、議会が自縄自縛に陥るような法を制定するべきであるとは考えません。

最後に、国会は内閣の予算提出権を害さない範囲で予算を修正する権能を有するという、私に言わせれば甚だ意味不明な内閣法制局見解が繰り返されてまいりました。しかし、憲法四十一条こそが内閣に属する行政権にも予算提出権にも上位するのだということを明確にしない限り、いかなる財政改革方策も意味を持たないと申し上げておきたいと思ひます。

以上です。
○委員長(遠藤要君) ありがとうございます。
次に、上條参考人にお願ひいたします。
○参考人(上條俊昭君) 私は、昭和二十九年に杜

会に出ましてから、野村証券調査部及び野村総合研究所で三十数年日本経済の分析や日本産業の調査に当たってきました民間エコノミストとして、この法案を日本経済の視点で読ませていただきます。

財政構造改革を何で進めるかという視点は、やはりその目的がありまして、日本経済を再活性化するという目的があるかと思ひます。そういたしますと、日本経済の担い手は、もちろん政府の役割もございしますが、特に民間企業の果たす役割が大きいと思ひます。その民間企業と政府の役割がこの法案の趣旨、目的を見ましても余りはつきりと書かれておりません。政府は財政を均衡化する方向に向かう、これは確かに結構でございしますが、民間との二人三脚と申しますか、役割分担をもう少しはっきりと書いてほしいと思ひました。

私は、それをはっきりさせるために、島田先生とはちよつと違った観点ではございしますが、やはり法人税制というものの抜本改正が必要ではないかというふうに思ひます。

今、法人税制は御存じのように約五〇％弱と言われております。三七・五％の法人税に二％の事業税、それから地方税等々で約五〇％ということとでございしますが、その実効税率を私は先進国の普通の水準であります三〇％台に持つていく必要があるのではないかとこのように考へます。今、大体五〇％の税率を四〇％に二割カットいたしますと約四兆円ぐらゐの減税に相なるかと思ひます。三割カットいたしますればそれは六兆円ということに相なりますが、四兆ないし五兆の法人税をカットすることによって、これはその資金を政府が吸い上げるのではなくて民間に使わせるわけでございますから、当然、民間はその資金をもとに設備投資をふやしたり、雇用をふやしたり、研究投資をふやしたりするのに使つて。政府が使うか、民間が使うかということにございまして、政府はその五兆円から五兆円をみずからカットするという形で、むしろ背水の陣をしくということに

なりまして、私はもつと切実な思ひます。緊張感を生む財政削減の努力がなされるのではないかとこのように思ひます。

当然それは民間の活性化を通じて日本経済を再浮揚するための戦略的な手段でありまして、もしそれで五年ぐらゐたって税収が例えば三〇％ぐらゐの増益になれば、当然もとの税収に戻るわけでありまして、そのぐらゐは民間として、むしろ企業を活性化して法人税収を上げるように努力するでありまして、そのときに政府が少し小さくなっておれば財政的余裕が生まれるというふうに思ひます。

いわゆる、税率を下げて税収を上げるというラッパ教授のやつたレーガン減税の一つの実験を日本でも法人税制についてやられてはどうかというふうに思ひます。仮に二割の法人税を下げるといういたしますと、企業の税引き利益は二割増益になります。したがって、株価収益率が一定といたしますれば、株価は日経平均は一六六千円から一九九千円ということに相なりまして、これは日本の今行われております金融不安の解消に役立ちますし、年金、生命保険等の資産の増加によりまして国民生活に大変重要な安心感を与え、景気にもいい影響を与えたいと思ひます。

今、九〇年のバブルがはじけてから、外国の機関投資家、年金等が日本の株を二二三兆円、ネットで購入しました。彼らは日本企業の収益の増加を信じて二二三兆円というお金を投資しているわけにございまして。したがって、企業収益を伸ばし、しかも株価水準を上げるということは、国際的な観点からも私は重要な経済活性化の視点ではないかというふうに思ひます。

それから、第二でございしますが、やはり経済を活性化するためには、何といひますが、私は雇用の問題が大事だといふふうに思ひます。この法案にも少し雇用のことは触れておりますけれども、もつと前向きに雇用と財政構造の問題についての点で突っ込んでいただければよかつたかなというふうに思ひます。

今、御承知のように、日本は高齢化社会を迎えまして、二〇〇年には六十五歳以上の人口が七％を超え、日本はスウェーデンを上回る高齢化社会になると言われております。どんなに言っても、これが二〇％、二五％になるといふのは多くの識者が指摘しておるところであります。一体、そういう高齢化を放置して社会の運営ができるのかどうか、私は甚だ疑問に思っています。そこで、一つの提案ではございますけれども、この法案に盛り込むというのじゃありませんけれども、日本の社会を明るくするためには、私は七十歳までは元気な人は働けるような社会をつくるべきだと思ふに思っています。農業とか医者さんの世界では七十歳で現役で頑張っている方がいっぱいいらっしゃる。サラリーマンだけが六十歳で定年を迎えるというのはいささか不合理な制度ではないかと思ふに思ふわけであります。

それは、なぜそういうことを申し上げますかといふと、七十歳まで働きますと、高齢化社会と言いますけれども、七十歳以上を高齢人口と定義しますと、人口に占める比重は現在はまだ一〇％であります。アメリカが先進国の中で今非常に経済が好調なんです、それは老人人口が少ないからであると思ひます。アメリカは大体一二％台であります。それで、ちょっと試算してみたいけれども、二〇〇〇年になりましたと一・五％ぐらいでありまして、七十歳まで働く社会をつくれれば、私は日本の経済はかなり活力を維持できるのではないかと一ふに考えるからであります。

そういったしますと、年金の問題にも大変好影響を与えます。ここでも何か年金が将来削減されるというように思われるような文脈が書かれておりますけれども、年金財政にもいい影響を私は与えると思ひますし、医療、福祉の面でも私は非常にいい効果を与えると思ひます。

先般、長野県に行つてまいりました。長野県というの一番長寿県でありまして、しかも医療費

が低い県で有名であります。何でお年寄りが非常に元気なのかということをお聞きしますと、幾つかの要因がありますけれども、長野県というのは非常に高齢者の就業率が高いということと多くの方がおっしゃつておりました。私は、元気で働く社会をつくるのがこの社会を明るくし、活性化する源ではないかと思ひます。この財政構造の点についてもぜひひとつ税制等、この財政構造の面でも一つの御配慮をお願いしたいと思ひます。

あと、少子化の問題についてお話をしたいと思ひましたけれども、時間が来ましたので、これは御質問がございましたらお答えいたします。

日本は二〇〇四年から一番厳しい見方をすると人口減少の時代がやってきます。人口が減少して経済が成長したという国は私は経済史の中で例を知りません。したがって、人口減少というのにはいかに歯止めをかけるか。高齢化はある程度高齢者雇用をすることによって解決が可能な面もございまして、人口減少といふのは、これは別の時点でございまして、これについてはこの構造改革の中に一つも触れられておりませんが、ひとつつこういふ視点もこれからの財政構造改革の中に入れていただきたいと思ふわけであります。

以上三点を申し上げます。

○委員長(遠藤要君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○狩野安君 自由民主党の狩野安でございます。

参考人の先生方、よろしくお願ひいたします。

私は参議院議員でありますけれども、主婦でもございまして。そういう意味で私は主婦として質問をさせていただきますので、私以上の年齢の方にもわかるような形で、わかりやすい言葉でぜひお答えをいただきたいと思ひます。さきの委員会の中でも、何人かの議員の方々がわかりやすい言葉で、そしてある先生は何かNHKの「こども

ニュース」のような、あんなふうになりやすい説明の仕方をしてくれというふうなことの注文もされておりますけれども、そういう意味でも主婦からの質問だということでもわかりやすくお聞かせをいただきたいと思ひます。

まず、島田参考人にお聞きしたいと思ひますけれども、私は、時間が二十五分という大変限られた時間です、簡単な質問の仕方で大体六つくらい質問させていただきます。

私、地元へ帰りますと、私の仲間、主婦の皆さんから、国会は何をやっているの、いろんな改革も必要だけれども今すぐいふ景気なんだ、早く景気対策を何とかしてもうけないだろうかといふことをよく言われます。財政構造改革といふのも私も私たち主婦にはわからない言葉でございまして、どうして景気対策より先に財政構造改革といふものをしなければならぬのかといふことをぜひ御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(島田晴雄君) ありがとうございます。

財政構造改革と景気対策ですが、私はこれは本来矛盾しないものだといふふうに思ひます。今どちが先とおっしゃいましたが、同時に進めなきゃいけないといふことだと思ふんです。

財政構造改革、なぜこんなことをやらなきゃいけないのかといふことですが、わかりやすく申し上げたいと思ひますけれども、今の中央、地方の累積赤字といふのは、国民一人当たり引き直してみますと一人四百万円、赤ちゃんも含めてですね。ですから、我々の知らないうちに普通の家族だと千六百万円も赤字を積み、これは当然我々の現代のうちに処理をしないと次の世代がとんでもない負担を負うことになる。我々が子供たちを愛する、日本の将来に責任を持つことが問題なんです。ですから、これはどんなことがあつても総力を尽くしてみんなで頑張らなきゃいけません。かぬといふことだと思ひます。これまでのやり方を変えていくことだと思ふんです。

しかし、同時に景気対策といふのは物すごく重要な問題でございまして。私が先ほど申し上げたの

は、一つは構造改革、構造改革といふ言葉はちょっと子供ニュースには似つかわしくないかも知れませんが、要するに元気のよい、先を見て頑張っている企業や人々が力いっぱい活動できる場をつくることなんです。これまでの日本といふのは、先ほど新藤先生もおっしゃいましたけれどもいろんな既得権があつて、努力する能力のある人が自由に活躍できる形に必ずしもなっていないものですから、そこを規制緩和して構造改革をやっていくことなんです。

景気が非常に悪いといふのは、これが悪いといふと、御案内のように金融とか不動産とか建設とか、こら辺がとりわけ悪いわけで、製造業、物づくりをやっている方々はそこそこ頑張っているんです。投資も伸びていますし、生産も鈍くはなつてはいますが伸びています。しかし、この力のある製造業の方が、今の日本を放置しております、余りコストが高いものですから外へ出ちゃう。せっかく金の卵があつても外へ出ちゃう。この方々が外へ出ないで日本で活躍をしていただくといふことをする必要がありますので、私はさつき申し上げましたように、景気対策として今一番本當に役に立つのは法人税の改革をやるということに明確に言うことだと思ふんです。

さつき私が申し上げた地方法人課税の改革といふのは、少なくとも一年ぐらい必死の議論が必要だと思ふんです、制度改革ですから。しかし、その基本方向、やるんだといふことを今度の税制改正、来年度の税制改正といふのはもうあと一、二週間で発表されるはずですから、そこへ書き込んでしまふ。となると、先ほど上條先生がおっしゃられたように株価が多分これを好感して相当反応すると思ひます。そして、二年後にはそれを目標にして投資活動が行われるといふことが起きると思ふんです。そういうことは構造改革法案と同時に総力を挙げてやるべきだ、どちが先といふことではないんだと思ひます。

○狩野安君 多分わかつた、私はそう思ひますけれども、このいわゆる借金か、債務と

いろいろなものが大変赤字になっているということを言われておりますが、私たちの想像がでない四百七十六兆円とかいふ金額が出てくるわけですね。その原因が何だったのか、その原因を究明しないで、分析しないで財政構造改革というのはいけません。分析しないかと思ひますけれども、その点ちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(島田晴雄君) 原因は、これは過去から累積してきたものでございすけれども、過去を振り返ると大きく分けて二つの原因があり、その原因の中に一つの大きな仕組み上の問題があるというふうに思ひます。

過去を分けて二つの原因は何かというと、最も直近の原因はこの数年間、つまりバブルが崩壊した後の大変苦しい日本経済の状況の中で、これはもう国民総出で政府に経済対策をしろ経済対策をしろと言つたわけですね。ですから、宮澤先生が総理をなさつていたときからずっと六回にわたつて超大型経済対策を打つて、その総額は六十六兆円にも及んだわけですね。同時に、景気が悪いのでから税収がうんと落ち込んでおりますので、税収の落ち込みと政府の特別な支出でもって恐らく百兆円を超える累積赤字がこの数年間で積み上がつてしまつたということがあらうと思ひます。これが直近の原因でございます。

そして、もう少し前の原因を考えますと、実は日本経済が高度成長時代が終わつて成熟段階に入つてからじわじわと大きな政府に向かつて日本が進んできたんです。一つは、これは避けたいことなんです、高齢化が進みますから社会保障費その他がふえてくる。これはもうしょうがないことですが、実はこの中にもメスを入れる必要があるんですけれども、ふえてきた。

それからもう一つは、経済構造が変わりまして大規模な投資をする製造業中心の経済からサービス化ということになってきますと、民間の投資が経済を引っ張らないものですから、私どもが頑張ればよかつたんですけれども、やはりそれは政府

に期待をするということと公共投資をどんどんふやしてそれで埋めていったという成熟化経済の問題がございす。これが長期の問題で、そして直近の数年間の問題は、人々は不況になったから国民総出で、政府もつと経済対策を打つと言つたわけですね。

諸外国はどういうことをしていたかという、日本は高度成長のまだ余韻があつたものからそういうことをやれると国民が思つていたと思うんですが、諸外国は逆さに振つてもできない状態になつていたものから、もうできません、構造改革しかありません。日本がやつたこういうのをケインズ政策と言ふんです。つまり、景気が悪いから政府が支出をする、そうすれば経済はよくなるというものがケインズ政策なんです。日本だけ世界の中で一周二周おくれのケインズ政策を六回も繰り返してしまつたんです。それが最近の問題でございす。

しかし、この成熟化経済の中に含まれている仕組みの問題、それがこのケインズ政策をさらに要請したという構造の問題がございす。これは先ほど新藤先生がおっしゃつた問題なんですけれども、二言目には公共投資に頼りたいという政治構造があり、地方の財政支出構造があるんです。これは、地方が直接支出をしていて、地方が問題といへば問題なんです。しかし地方にそうさせているのは日本の中央の制度なんです。この問題、また後ほど機会があればお話し申し上げたいと思ひますが、そういう仕組みをはらんだまま国民総出で政府に支出をせよとやつたものから財政赤字になつた。この考え方、原因が明らかでございす。

ですから、成熟社会にどう取り組むのか、改革というのはケインズ政策に頼むだけではないのかという問題、それから全国各地で公的予算の使い方というのは本当にこれでいいのかという問題、これらの問題にメスを入れる必要があるかと思ひます。

○狩野安君 原因ということで一つ島田先生お忘

れになつていふことがあると私は思ふんですけれども、それは何かといふと、これは本場の私見でございす。今までの政治への参加の中で、女性は家計簿というものを握つています。でも、もつとも女性政治家になつていたら経済的な面であつた原因もつくらなかつたんじゃないかという原因もつくらなかつたんじゃないか。私はこれから女性の声というものをもつとも大事にしていくべきだと思つておりました。すし、女性は本場家計簿を毎日つけています。でも、そういう意味でお金の使い方は男性よりももつとも上手にできるんじゃないか、それも一つの原因にはなつていふんじゃないかというふうな考へております。

それから、先ほど先生は法人税の引き下げというところをお話しになりました。そして地方の財政も見直すべきだということになつておりました。そしてまたこの法律も地方の方も国と一緒に見直すということになつておりましたが、これはどういふふうな地方の財政と国の財政というものの改革に取り組みようになつていふのか。

それから、私もよく経営しているお友だちに言われるんです。赤字経営の会社にも税金をせひかけた方がいいんじゃないかというのを言われております。その辺もちょっとお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○参考人(島田晴雄君) ありがとうございす。冒頭に女性のポイントをおっしゃられたのは大変重要なことだと思ひます。

私、今まで申し上げたことは、男女共同社会の中で行われてきたことだと思ひます。女性の役割を過小評価していただけないで、女性にあって女性の役割をもつと重視すべきではないかというところについて実は私もぜひ申し上げたいのは、やっぱり女性の方が家庭を持ち、仕事をやるというのが必ずしも容易でない、そういう社会構造、経済構造、企業の仕組みになつていふこと

先ほど上條先生が人口が減つていくということ非常に憂慮される問題だと思つたわけですね。けれども、今日、女性の方が学校を出ると仕事をするとするのは当たり前になつていふ。しかし、そこで家庭も持つて、子供もつくと、みんな一緒にやれるということになつていふのかどうかという必ずしもなつていふかですね。もうスーパーウーマンでなければそれは難しい。

こういうのは異常な状態ではないかと思ひます。将来この仕組みを変えるということに本場は長期計画としてやらなきゃいけないんで、橋本総理が六次改革とおっしゃつていふ中に何でその問題が入つていないのかというところは非常に重大な問題でございす。狩野先生、今度総理に、七次改革にしないかというところをぜひ強く、これは長期の本場に重要な問題、働く女性が結婚して、子供を安心して持つていける社会全体の仕組みをつくる、七次改革の一番重要なものはそこだと思ひます。

それを申し上げた上で本場に入りたいと思ひますが、今この国と同じキャップを地方にもかけて財政支出削減に努めていただきたいということ、それから補助金も一〇%ぐらい減らすんだという個別のキャップを今回の改革法案の中でうたつておるわけで、精いっぱい努力だろと思ひます。まだまだもつとその中身に入つて議論しなきゃならないところは多々あると思ひますので、その中身にぜひ私は入らせていただきたいと思ひます。

仮に、そのような補助金を削減しますよというトリクルのキャップをかける、数量目標をかける、あるいは公共投資は全体として前年よりふえないようにしてください、あるいは減らしましようというのをかけたなら、本当にそういうものが減つていくのかどうかというところについて、私はややそれだけじゃ足りないんじゃないかと思ひます。つまり、仕組みの問題に取り組みなきゃいけない。どういふことかという、今日、国民は国税と

地方税を納めております。国税が七と言われ地方税が三と言われているが、国は七の地方税を取った中でそのうちの四を地方にまた戻すというわけ、交付税と補助金の形で戻しているわけですね。特に補助金で戻したときには、どういふふうに使うんだということを非常に細かく地方に指定をするものですから、国家機関委任事務のような形でやるものですから、地方は実質創意工夫の余地がほとんど残されていない。したがって、ついに地方は余り進らないうことを聞いておいた方がいいということになって私は思考を停止してしまふんだと思います。せつかく優秀な地方の方がおられるのに、余り中央が過保護過ぎるやう方をするものですから思考を停止する。

そして、仮に地方の自治体の首長が本気になって行政改革をして予算を余したときにどう使えるかということなんです。私は、これの本道は地方税を安くすることじゃないかと思うんです。しかし、地方税は超過税率を取ることはできるけれども安くすることは許されないんですね、事実上は。そして、あえてやると、これは当局の方からそんなことはないと言われるかもしれないが、あんなところは税金足りていないんだからいいじゃないかということでは交付金を減らされるんじゃないかと思うんです。

そして、地方債を発行するというと、これもまた中央の許可を得なきゃいけない。自分で創意工夫でやるといって、元利償還優遇制度で面倒見ませんよと言われる。これだけのいじめが入れば、地方はもう考えないで中央のおしよめとおりにして、あとは補助金を下さいといふと聞いているのが正しい言葉で申し上げていますが、誤解を呼ぶこともあるかと思いますがあえて承知で申し上げておきます。

そうすると、地方は思考をためて中央依存という形になる。そして、どんどん補助金をいただいで、どんどんいろいろなものをつくれば選挙に受かる、こういう仕組みになっているわけですね。

の形を変えまないと本道に財政改革はできない。つまり、財政改革法というのは水道の蛇口を一つ、次々と閉めておきます。しかし、地下に入っている水道の栓のところが、全国三千三百の自治体、四十七都道府県、この水道管に全部穴があいています。だから、じゅくじゅく出ちゃうわけですね、蛇口を閉めても。そういう事態が起きてくるんだらうと思うんです。ですから、これを本道に改革するには、地方自治体がみずからの創意工夫と自己責任において自分が行政改革をした方が自分のためにもなり、住民、県民、市民のためになるんだ、こういうメカニズムを構築しなきゃいけない。

それじゃ、どういふふうにするにすればいいか。三点セットを私は申し上げているんですが、一つは思い切った本道に地方自治体に課税自主権を渡したらどうか。税率を下げてもいい。行革をしたところから予算が余ったから税率を下げて、そして何々県は日本で一番税率の安い県だということになったお金持ちも企業も集まりますから、そういうメカニズムをつくってあげたらいいじゃないか。

もう一つは、財政自主権でございます。地方債を発行したかったらどどん発行したらいいじゃないか。ただ、日本の地方債というのは非常に奇妙な仕掛けになっておりまして、発行はするんですけども、実は大部分の地方自治体は自力で最後まで返し切る力がない、あるいは意欲もないのかと言つては失礼ですが、そんな感じがある。そこで、中央に依存して財政投融資その他の、あるいは交付金で面倒を見てもらいながらそれを最後に賄うという形になっております。そうしますと、それを担当している中央省庁は、特に自治省でございまして、これは、地方債というのはそういうことだから全国一律の利率だということになる。

こんなばかなことはいけません。債券を発行するわけですから、頑張っている自治体と頑張っていない自治体との間には当然差があつてし

かるべきだ。私は教師だからそれよくわかるんですけども、学生さんがいて、頑張っている学生さんとだめな学生さんに期末テストで同じ点数をつけたらどういふことになりますか。そんな学校は滅びちゃいます。しかし、日本はそれをやっているわけですよ。

つまり、地方はそれを払う能力がないから、国が面倒を見るんだから同じ利率でいいじゃないか。これじゃ資本市場は全く無視されているわけですね。だから、努力しようといったって努力しがない。ですから、みんな思考を停止して中央に依存する。これが財政を膨らませる根本原因の仕組みでございます。

ですから、これを変えるにはどうしたらいいか。自己責任で財政自主権を渡すということですね。ただ、課税自主権を渡して、財政自主権を渡すというのは本道の地方分権でございまして、果たして地方の方々がそれだけで立派な地方行政をなさるかという疑問もあります。ですから、これはあめだだけじゃなくてむしろ必要で、それで失敗をなさったところは破産させた方がいい。私はぜひ地方破産制度というのをつくらなければならないと思うんです。そして、そういう自治体の議会や首長を選んだ住民もみずから責任を負って財政再建をするんです。できなければ地方の合併をしろといふんです。隣の自治体が吸収されたいんです。そうすれば、合併はしたい人がしてくだいなんて言つたって日本じゅうやりはしませんのだからね。破産したところが吸収されたい。そういう形でやつていくというふうな、これはまだまだうらな議論ですけども、ぜひ先生方、考えてやつていただきたい。

がふさがつてきて、蛇口を開いたらちゃんと効果が出てくる、こういうことでございます。そういうことをぜひやつていただきたい。

法人税の話ですけれども、法人税は上條先生が詳しくおっしゃられたわけですが、はっきり言つて日本の法人税の仕組みは正直者が損をするという仕掛けになっております。利益を出しているところが法人事業税を払う、あるいは住民税の法人税割を。

私はこういう言い方をすると問題かもしれませんが、あえて言わせていただきますけれども、日本の法人税は、地方自治体は選挙権のある個人の方には余り税を取らないことを強くおっしゃらない、選挙権のない法人から、取りやすいところから取るというのがあり得ると思うんです。例えば、粗大ごみ回収の実費を取っている地方自治体はどのぐらいあるかということですね。かなり少ないんです。

ですから、外形標準課税を導入しますと、企業は赤字が出て出なくても、地方で水道を使い、土地を使い、ごみを出して、地方公共サービスを提供しているわけですから、当然、外形標準課税というのを払う必要がある。これは赤字の問題とは関係ありません。そうすると、努力する者が得をする、こういう仕組みになる。これも地方行政を責任ある地方自治に持つていく根本的なことだと思ふんです。それを含めてぜひシステム改革をお願いしたいというふうに思います。

○狩野安君 とてどもわかりやすく説明していただいて、ありがたうございました。地方分権の時代が来ているので、大変大事なお言葉だということに考えております。

もう時間も少なくなつてきましたけれども、もう既に先生はごらんになっておわかりだと思ふますが、自民党が出した緊急経済対策、この中で民間導入、PFI、こんな言葉を使われるとまた私たちは大変わからないんですけれども、社会資本整備について先生はどういうふうにお考えになりますか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(島田晴雄君) 私も確かに最近、政府の文書の中に外国語が多過ぎると思います。PFIなんて一体だれがわかるかと思ひます。もう少しちゃんとわかりやすい言葉を使つていただきたいと思ひますが、これは要するに民間資金も合わせて、場合によると財投資資金も含めて、社会資本を整備するための仕組みだといふふうに言われておりますが、それはぜひやつていいことではないかと思ひます。

ただそのときに、先ほど新藤先生も言われたことですが、財投資金というのが今までのような形で使われるというのは私は異論がございます。財投というのは、実は民間が担えない長期の公共プロジェクトを実現していくという意味では歴史的には大きな役割を果たしたものでありますが、やはりもっとスリムに、もっと市場の声を聞いて、本当に意味のあるプロジェクトはやるけれども意味のないプロジェクトはやらせないだということを選別するようなメカニズムを中へ持ち込まないといけないんです。

私は、財投機関債ということが改革として重要だと言つておられますけれども、ぜひそれを進めるべきだと。つまり、財投機関債というのは、財投を使って事業をする団体が市場に債券を出して、これを使ってやるんですがいいですかと市場に聞く、市場がそんなものは将来性がないからだめだと言つたら、ボシャツたらしいわけですね。それでもやりなさいと言ふものはやる。

しかし、市場が評価しないけれども国として絶対にやらなきゃいけないものがあるんです。これはもう税金で我々は負担すべきなんです。何の事業はやるべきだ、何の事業はやめておいた方がいいんだ、何の事業はむだ遣いだからなくせ、こういうことが国民にわからないんです。今の財投の仕組みというのは複雑過ぎて、ですから、市場を参加させる、国民を参加させる、そういう中でPFIをやるといふことであれば私は大賛成でございます。

○狩野安君 もう残りがあと二分なんですけれども、先生は税の専門でいろいろ研究をなさつておられますので、私は相続税で大変苦労いたしましたもので、それから、相続税の問題をもう一言、ちょっと聞かせていただければ大変幸ひに思ひます。

○参考人(島田晴雄君) 先生がどういう意味で苦労をなさつたのか私もよくわからないんですけれども、私はある意味では相続税で苦労してみたいなんて思つたりもするんです。

日本で相続税が高過ぎるという議論があるんですが、中小企業を承継していく上で、せっかくの技術を持つて皆さん頑張つていくのにうまく継げないというのは問題があります。ただ、朝からゴルフをしている人たちが相続税を軽減されたというの、私はこれはあつてはならないことだと思ふので、非常に微妙なところがございまして、またこれは別に、場面を改めてぜひひとつお教えいただきたいといふふうに思ひます。

○狩野安君 終わります。

○泉信也君 平成会の泉信也でございます。

参考人の先生方、ありがとうございます。まず、私は新藤先生からお話を承らせていただきましたと思ひます。

先日、先生が御寄稿なさいました新聞の欄で、行政改革に絡んでございましてけれども、理念あるいは論理の明瞭さ、緻密さということが既得権にしがみつくと集団を退場させるといふ、そういう論理を展開していらつしやいました。

きょう承りましたお話も、この法案そのものもさることながら、全体の体系のつくり方にまだまだ不足しておる点がある、こういう御指摘があつたと私は受けとめさせていただいたわけであります。特に、憲法四十一條のお話をしていただきました。国会の最高機関としての機能ということに言及をされたわけでございます。

この法案が提出されるということは、ある意味では、今後続きます内閣の予算編成権を縛るといふことにもなるのではないかと、私はそのような危惧を持つものであります。非常にうがつた見方をしますと、大蔵省の官僚が政治家不信あるいは政治の不安定の中で歳出が膨張することを恐れてこういう法案を提出する方向に動いたのではないかとすら思ふわけでありまして。

先生のお立場でもう一度、この法律が、新たな立法が必要なのか、ある意味では内閣の現在の権限の中で処理できる歳出削減ではないかとすら私は思ひますが、いかがでございましょうか。

○参考人(新藤幸君) 財政構造改革に關しまして、先ほどの話で申し上げれば、五百兆からの国内総生産にはほぼ匹敵するだけの債務が累積されていく。そういう状況の中で、財政改革のための法的整備を必要とするのは私は当然だと思ひます。

ただ、今回の法案というのは分野別にキャップをかけるというところを特徴としておりますけれども、例えば法的根拠を持つ十三本の公共事業計画がございまして、その十三本の公共事業計画そのものが妥当かどうかといふことについては何ら触れられていないわけでありまして。

むしろ問題なのは、財政構造改革というならば、そうしたことがきちんと制度として事業のスクラップ・アンド・ビルドが確保されるような法的仕組みをつくるべきなのであつて、今お話しのように内閣の編成権を縛るといふこともしれませんけれども、国会の予算審議がまさに民主主義政治の最も基本であることは、つまり歳入歳出を官僚の恣意的な状況のもとで行かせないということでありまして、同時にそのことは国会の言うならば予算審議権を縛ることにもなるのではないのでしょうか。

ですから、国会が財政構造改革のための法規範をつくるとするならば、先ほどの繰返しになりますが、大蔵省は当然なんですけれども、内閣の予算編成についての枠組みを明確にするような法をつくるべきなのであつて、既存歳出構造をそのまま固定化してしまうような法案をつくることを了承することは議会制民主主義の死滅になりかねないのではないかと思ひます。

○泉信也君 この問題について、島田先生から先ほど法の形にすることが重要だといふ御発言がございましたけれども、先生の御意向をもうちょっと補足していただけますでしょうか。

○参考人(島田晴雄君) これまでの予算の編成の仕方というのは、もちろん最終決定権は国会にあるわけですから、国会が予算委員会を設けて議論して認めるという形にはなつておりましたけれども、しかし現実にはどういふ形になつていくかという、例えば復活折衝といふような言葉にもあらわれますように、さまざまそういうプロセスを通じて行われている。また、ちよつとわかりやすく言いますと声の大きいところが勝つていくといふような妙な力関係の中であつて、その結果が今日の財政膨張を招いたわけでございますので、私は多々問題はあつて思ひます。

新藤先生がおっしゃることも私はほとんど賛成でございます。多々問題はあつても、しかししきりぎり一つの大きな枠組みをつくつて、そして国民がこれを理解して支持して、その枠組みの中でやるということの不透明な折衝といひますか、声の大きいものが勝つといふたぐいの、あるいは役所の中のいろいろなやりくりといったものについてそういうことを許さない基本的な枠組みをはめるということですから、私は意味がある。これまでは中曽根総理のとき以来シーリングといふのをかけてきたわけですが、あれはトータルに、変な話ですがみそもくも一つでシーリングをかけてきた。今度はあえて各項目に、大項目に踏み込んだといふことで、私はそれなりのメリットがあると思ひます。

ですから、ここまでに重要なものは、先ほど冒頭に、ぜひこの国会を通じて国民の皆様方がこれを理解するということを期待したいと申し上げたんですが、これは先生方にぜひやっていただきたいんです。私はこれが議論の最後の段階に来ているというのが実は残念なんです。本日に国民の皆さんはこの事態をよく理解しているのかどう

か。もっと本当は強力な議論があつて、さんざん議論をして国民が納得をして、じゃきりぎりのところその枠組みでいきましようねということできれば、実はなかなか大変。

しかし、私は、今までのやみくもなシーリングとかあるいはさまたま何か折衝という中で不透明に行われているものを排除する、そして目標を定めていくという意味ではプラスではないか、こういうふうな思つております。

○泉信也君 この法案の意義はそれなりに私も承知をしておるつもりでございますが、現在のこの不況のまさに大変な時期に本当にタイミングとしていいのか。いずれこうした大改革に取り組まなきゃならないことは十分承知をした上でお尋ねを申し上げるわけですが、新藤先生いかがでございますようか。タイミングとしてこの時期に、歳出削減法案と申し上げていいと思ひますけれども、こうした法案を提出し実行することが、我が国のこれから五年あるいは七年という時間を切つての経済の発展、景気の回復にどのような影響を与えるとお考えでございますようか。

○参考人(新藤幸君) 私、この委員会の最初の審議のときの先ほどの「こともニュース」の話、あれをちよつとあるところへ行く予定で運転しながらラジオですつと聞いていたんですが、そういう意味で言えば、いささかわかりやすく申し上げると、我が大学の近くに丸井があるせいもあるんですけれども、例えば学生で、仕送り分の中の五割が丸井へ行つちゃう人と、それから仕送りの中の一割を丸井の返済金に充てている人間とではどちらがいろんな自由度があるかといえば、言うまでもない話でございます。

したがいまして、今不況だと。確かにそのとおりでありまして、その不況対策に対して別途打つべき手というのは、先ほども島田先生、上條先生等御発言がございましたが、多々あると思ひます。しかし同時に、政府が財政出動をせねばならない部分というのも当然あるわけでありまして、ところが、過去からの惰性で現在の財政構造がつく

られており、しかも丸井に返す金が一年間の収入というか支出の半分も占めているというふうな状況の中では機動的な対応ができないわけでありまして、当然財政構造の改革を同時に進めるといふことは必要なんではないでしょうか。

そして私も、私はきょうはちよつと申し上げませんでしたが、かわりに島田先生がおっしゃつてくださったんですが、今のようになんか整備何年計画という話をそのまゝやると、例えば道路整備五カ年計画で指定区間の管理を機関委任されてあるある県の知事が、一昨年度になりますけれども、用意して建設省道路局に出した書類は四万枚なんですね。そして、その設計途中で変更して作成したというところの一・五倍になる、つまり六万枚になる。

こういうばかばかしいことをやっていけば、財政構造の改革と幾ら言つたところで直らないだらう。その意味でも、分権的な改革ということを柱に徹底させるということが必要なので、先ほどの話に戻つてしまふことが必要で、既存をそのまま、もちろんおっしゃることはよくわかるし、入り口としての意義を私は否定するわけではないんだけれども、全体として今の構造を凍結するようなのもが果たして財政構造改革かと申し上げたいと思つております。

○泉信也君 上條先生にお尋ねをいたします。

先ほど、日本経済の再活性化のためには民間企業の役割が非常に大きいということからお話をお聞かせいただきましたけれども、少子化に触れるところまでいかなかったと先生お話しでしたが、少子化の問題も含めまして、財政改革法と言われるものと先生から御指摘いただきました民間企業の役割を大きくするということの関連性、あるいは矛盾というふうなものも含めてコメントをいただけませんでしょうか。

○参考人(上條俊昭君) お答えいたします。

私は、財政構造改革のこの法案をこの時期にやるということについては反対はいたしませんけれども、物事というのは絶えずあめとむちというも

のがありまして、むちをやる場合にむちだけでは物事というのは進まない。やつぱりいい子をつくるのにはあめとむちが要するというふうな、経済をよくするためにはあめの部分も、これは景気対策という短期的なものではなくても基本的なものと必要なのではないかというふうな思ひますので、私は先ほど、企業を活性化するための法人税の減税といふんですか、法人税の正はぜひやるべきだということを申し上げた次第であります。

それから、少子化の問題でちよつと触れなかったんですが、先進国の中でいいますか、経済学が起つて以来、経済学というのは産業革命以降に起つた若い学問だと思ひますけれども、一七〇〇年代の後半、人口減少の経済学をやつた学者というのは、私は寡聞にして、両先生御存じかもしれないけれども、ないようない、あつても非常に少ないように思ひます。先進国はそういうことに直面してこなかったからであります。

ところが、厳しい見方をすると日本は二〇四〇年に人口がピークを迎えて、それから減少してまいります。人口が減少してきますと、当然労働力も外国人労働者を雇わない限り減少を始めるわけですから、この前ある高名な経済学者に聞きましたら、二〇一〇年以降は日本は五十年ぐらいつつとマイナス経済に陥るおそれがある、幾ら資本装備率で労働生産性を上げるといっても、人口が減るような経済では経済は成長しない、そういうことは非現実的であるから、そうなつてくれば外国人労働者を入れるというふうなことになるざるを得ないのではないかと。そういう大きな問題がもう数年前に迫つておるわけでありまして、

したがいまして、そういう社会、時代を迎えるときにどうしたらいいのか、これは私は政府だけではできない仕事だと思ひます。先ほど自民党の女の先生からも御質問がありましたけれども、男性、女性、家庭、社会、企業、全部を挙げてこの問題に取り組む必要があるかと思ひます。その

ときにおいて、経済がやはり元気で社会が活性化しておりますと、私はこの問題に対処できないのではないかとこのように思ひますので、そういう意味であつて少子化とか民間活力の問題を申し上げた次第であります。

○泉信也君 新藤先生にまたお尋ねをさせていただきますが、先ほど来、諸先生のお話もそうですが、いわゆる構造改革法と言え代物かどうかの御指摘が言葉をかへたかと思ひます。この法案をこのまゝやりましても債務残高の絶対額が増加していくということは避けられないと、私はこういう仕組みだと思ひます。

先生のお考えとして、もしこの法案をさらにいじるとすれば、最低限こういうところをいじらなきゃならないかと、そういう御指摘をもしようだいでございます。幾つか既に、公共事業の一律削減というふうなことではなくてというお話もございましたので、そういうことはきつと先生のお考えの中にあると思ひますけれども、もしもこの法案の足らざるところを補うとすればどういふ点がございませうでしょうか。

後でこの点については島田先生からお話を承ればと思ひます。

○参考人(新藤幸君) 時間が全く限られておりますので、ごく簡単に申し上げます。要するに、先ほど申し上げたような公共事業関係の優先順位をきちんと設定する、そういう仕組みをビルトインさせた法案に修正するというのが一つ必要なのではないでしょうか。

それから、今御審議になつていらつしやる法案に盛り込むことが妥当かどうかということとはちよつと判断が迷ひますけれども、行革会議、きょうもまた集中審議がされるのでしようが、財政投融資の問題と入り口の問題並びに対象機関、この大幅な整理をきちんとなさらない限り目先の明るいところは出てこない。その意味で、財政制度そのものの改革を同時に並行されて、もし政府側というか内閣側が出さないならば国会側からき

ちんと出すということが必要なのではないでしようか。

それともう一点、これは私は先生方に御注文をつけておきたいことは、二〇〇三年になってGDPの三％というのは単年度当たりの話でありまして、それまで借金していくわけでありまして、一般会計だけ考えましても三百兆近い国債は累積されるわけでありまして、これをどうするのか、これを私は一有権者として聞いておりまして、ほとんど国会で政府側に御質問がないのは不思議な話だと思っております。

○泉信也君 島田先生にお願いいたします。

○参考人(島田晴雄君) 私は、この法案は時限立法でございますし、特に集中改革期間というのは来年度から始まるわけでございますから、ぜひ今次国会で通した方が国民のためにもよろしいのではないかと。欠点がないとは申しませんが、それよりもまずこれは枠組みとして通す。しかし同時に、先ほどから申し上げております法人税の改革、これもはつきりやる。それから、この構造改革の規制緩和の受け皿としての市場制度の整備、金融システムの安定化のための強力な整備といったようなことを急いでやるということが必要ではないかと、こういうふうにも思っております。

○泉信也君 この法案と直接かかわり合っていないことにもなりかねませんが、残されました時間、新藤先生、今日の景気の局面を見ましたときに、私どもは内需の拡大が、公共事業ということではありませんが、個人消費をいゆる九兆円も縮小させたということが今日の景気の後戻りさせつつある、足踏みと政府は何度もおっしゃいますけれども、そういう局面に追い込んでおられるのではないかと、このような思いを持っております。政策ミスが今日の不況を招いておられるのではないかと。果たして九年度の政府経済見通しの一・九％ということは達成可能というようにお考えでございますか。もしお言葉をいただければお願いいたします。

○参考人(新藤宗幸君) 政府の経済予測ぐらい当

たったことがないのでよくわかりませんけれども、かなり下回るといふ話になるのかも知れません。ですから、今、個人消費の問題等々ございませうけれども、何をやってもある意味ではモグラたたきのよう、こちらをたたけばあちらが出てくるといふ状況的なことがございまして、その部分、どちらに向かつてブレーキを踏み、どちらへハンドルを切つてアクセルを踏むのかということが問われているのではないでしようか。

○泉信也君 もう時間が参りましたので、私のお尋ねをこれで終わらせていただきます。

先生方、ありがとうございます。(拍手)
○小島慶三君 きょうはお三方おいでをいただきまして、本当にお忙しいところをありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

貴重な話を伺ったわけでありまして、私、最初にこの改革の問題が出てきましたときに、これはやっぱり世代間の公平とかいろいろという点からすればやらざるを得ないというふうに思いました。しかし、現実に出てきた法案についてはかなり私はいろいろ疑問を持っておりますが、それは別にいたしまして、きょう先生方に少しお伺いをしたいと思っております。

この改革を妨げるものというの、私は三つあると思っております。

一つは、やはり権利を持つている者といひますか、現在ある利得を得ている者が反対する、これは当然である。それからそのサポーターが、サッカーじゃありませんが、これが反対するものも当然であろうと思つて、これが第一。

それから第二は、やはりアメリカの外圧というものもあると思つて、これは、一つはもともと内需を拡大しろ、それからもと不良資産を徹底的に財政出動して対処しろ、こういうふうな財政出動の要求、これが第二だろうと思つます。財政出動という形になってしまえば、簡略に申しますが、改革の行く末というのは非常に怪しげなものになってしまふというふうに思ひます。

それから三つ目は、これは私は端的に申しま

て景気の問題だろうと思ひます。

それで、景気の状態についてはいろいろ経済企画庁あたりでかなり大本営発表みたいなことを繰り返して参りますけれども、これは私はもう現実には通用しないといふふうに思つております。やはり明らかに不況の方向に向かつていふうに思つております。これは昭和四年の恐慌、あのころの計数と対比しましても、あのころは四年間でマイナス〇・七、今の経済が大体一％そこそこでありましよう。それで、ことしの経済は恐らく〇・九ぐらいになるだろうといふ民間の予測であります。私も一％を切るの確実だと思つております。そういう時期にこの行革といふものがぶち当たりましたのは、大変不幸と申しますか、そういうことだと思ふんですが、この点は、やはりこれをやり抜いてこそ景気がよくなる、活性化できると、そういうさつきからの島田先生のお説なのでございまして、果たしてそれでよろしいか。日本の経済の体力がこの改革でもつたろうかということを私は心配するわけでありまして、その点、さつきからのお話もありましたし、くだいようでございしますが、まず島田先生にお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(島田晴雄君) 私も小島先生が今おっしゃられた懸念というのはほとんど同じように共有をする者の一人でございます。日本の経済は大変難しいところへ来ております。

いろいろなことをやらなくては行けないということ、規制緩和の問題もあり、財政投融资の改革の問題もあり、金融システムの問題もあり、もろもろの問題を同時並行で進めなければいけない中で、今この景気の問題といふところで財政改革法の成立を一年先延ばしすべきではないかと、かいう議論があり得るかもしれません、私はそう思ひません。

それは、基本的な枠組みとしてこれを今構築いたしましたし、こんなことが起きるかといふことですが、こんなことを具体的に言うのはちよつとうまくないのかもしれませんが、例えば国有林野

の問題がございまして。国有林は六兆六千億円の資産価値があるといふふうに農林省ははじいておりますけれども、三兆八千億円の国債につけると、こういう議論があるんです。

大変いろんな方々がいらつしやいますから、力任せにやれば通るんではないかと思つていられる方もいらつしやるんじゃないかと思つていられる方も、そういうことが日本のこれまでの財政といふのを非常に混沌とさせて、ある意味では大変な膨張体質にできたわけですね。住専の処理なんかもそうだったと思ひます。一部の関係者がこれは力任せに通せばいいことでもって、実を言つて農協の体力がないことは私もわかつておりますけれども、十分な自己改革をしないでも済む形にしたという面がある。そういうことを放置することになります。

ですから、集中改革期間で、これは力任せに声の大きいところ、力のあるところが押し切るといふのじゃなくて、国民が議論をして決めた法律があるんですよ。ですから、これは大蔵省の問題ではない、いろんな問題ではない、国民の決めた法律の枠内で無体なことではできないんだという状況の中で、他面、経済を活性化するためにはありとあらゆることを本気でやらなきゃいかぬのですね。

私は、実は政府のおやりになつていふことについてはいくさん注文もあるし批判だらけでございますが、この基本的な枠組みがないと無体なことが通る可能性がございまして、ぜひこの基本的な枠組みについては今国会で通すべきだ、欠点は相当あると思ひますけれども、基本的な太い線のところは通すべきだと、こんなふうに思つております。

○小島慶三君 ありがとうございます。

確かに、私もそういうふうにおもひますが、少し先のことを考えてみましても、政府の今度のいろんな施策は、財政構造改革は成長率三・五％というものが前提になつていふといふに私は何つて、改革をやらなければ一・七五ぐらいの成長率

だろうが、やれば三・五になるというんですけれども、先ほどの上條先生のお話もございまして、これは日本の人口がどんどん減る傾向にある、若年労働力がだんだん不足になるということもございまして。そういった意味の生産性というものがどうなるかということもございまして。

それからもう一つは環境問題。今度京都で会議がございまして、環境問題の束縛が非常に厄介になるということもございまして。

さらに、最近の金利の動きとかいろいろなものもございまして、外国に流れ出る金もかなり多い。いわゆるそういうものをバックにした、エンボディーした空洞化というものも大分先に進むと思うんですけれども、とても一・七五とかそういうことまでは行かない、恐らく一％以下の成長率しか中期には期待できないんだと思うんですが、その中でこの財政改革というものは果たしてやれるのかどうか、そういう疑問を持っておりますけれども、これもひとつ島田先生にお伺いします。

○参考人(島田晴雄君) 大変重要な御指摘だと思います。

大蔵省が資料をいろいろ整えておりますが、一・七五の成長を見込んで、そして二〇〇三年にGDP比三％以内に財政赤字を抑えるような目標を達成するというところでやっていた場合にでもなお、要調整額という言葉を使っていますが、大体こういう言葉はわかりにくいんですけれども、要するにそれでも足りないよということなんです。足りないのが、これはどのぐらいの歳出伸び率にもよりますけれども、七兆円から五兆円ぐらいの幅で足りないよということですね。三・五％の成長なんということができれば、この幅は四兆円から一兆円ぐらいの不足になるんだと。

不足ということは、要するにまた何かの手段で増税をするか、あるいはさらなる財政改革で、削減で出さなきゃいかぬということですね。そういう目標を立てればそういうことだと。しかし、それを外したらどうということになるかという、先

ほど申し上げたように、とんでもない累積になって、雪だるまになって、先生が冒頭におっしゃられましたように、これはとても我々の世代としては渡せないような国を後世に渡すということになるわけです。

ですから、この問題は何かというと、大変な苦しい状況であるということも私もよくわかります。つまり、これまでの財政支出というのは、特に公共投資のところが裁量的な支出でございまして、調整できればできたわけなんですけれども、それからの方がむしろ肥大する形で日本経済が運営されてまいりました。これの帰結がどういうことになっていくかという、公共投資縮みの日本経済全体に占める比重というのは、特に建設業の比重というものは欧米諸国に比べると約倍なんです。ですから、今の仕組みで財政出動をすればまたそれが増幅するだけの話。どういふふうにしてそういうものの比重を経済の中で減らしていくって民間の活力ある産業で代替するかという、この産みの苦しみをですね。ですから、これで大丈夫なのかとおっしゃられて、私は、大丈夫ですと言っ自信は全くございません。

そういう中で、私が今一つこだわっているのは、財政改革法は通した方がいいだろうという点だけでございまして、経済全体には大変な問題がある。一言基本的なことを言えば、諸外国に比べて倍もの比重で肥大してきたという建設業、公共投資縮みの財政構造を長期的には半減していくような形で、それを別の民間セクターが吸収するという経済構造改革が求められている。それをどういふ手段で追求していくかということについては、私も先ほどからいろいろ申し上げておりますが、恐らく五つ六つ十ぐらいの総力を挙げたそれこそ構造改革を同時に推進することではないかというふうに思っております。

○小島慶三君 ありがとうございます。

時間がなくなってきましたので、新藤先生に一つお伺いしたいんですけれども、私は新藤先生のような枠組みで今度の法案をつくり直すとい

うことについては全く大賛成でございます。今の法案ではその点が大変不備でございます。

それで、ただ、そういうふうなものをつくった場合に問題になりますのは、例えば公共事業から公共事業の具体的なプロジェクトのチェックがだれがするかという問題でございまして。このチェック、評価ということがなければ今までと同じような土木屋さんのプロジェクト進行になってしまうと思うんですけれども、その点いかがでございましょうか、何かそういったシステムについてお考えがございましたら。

○参考人(新藤宗幸君) 評価のシステムといいますか、評価を行う単位というのは私は複数であるべきだと思います。ですから、今、行政改革会議の方で議論されている内閣府、その中の経済財政諮問会議ですが、もうひとつよく見えてこないんですけれども、そういうところでひとつ行うことが必要なんじゃないでしょうか。

それから、前から議論されているように、参議院がいいのか国会がいいのかはともかくとしまして、そうした評価局をきちんと設けるということも重要なことだろう、それをめぐる議論がこういう場で展開されるべきだと思っております。

○小島慶三君 ありがとうございます。

それで、残りの時間で上條先生にお伺いしたいと思うんですけれども、先生のお話のようにだんだん少子化というものが進んでいく、そういう場合になんかふうな対策があり得るか、これが一つ。

それからもう一つは、先生の法人税の減税という問題、私も、これもやはり考えなきゃならぬ一つの大きな要素である、改革と景気と両立させるための一つの手段かというふうに思いますけれども、二〇％というのはいかにも大きい、そしてこの財源というものをどういふふうにお考えなのか。この二点お伺いしたいと思います。

○参考人(上條俊昭君) 少子化の問題というのは先進国共通の悩みでありますけれども、特に今、日本とドイツとイタリアが、旧枢軸国が特殊出生

率が一・四、一・三でまた敗戦を迎えるんじゃないかと。その点、連合国側はなかなか成績がいいようであります。その中で、フランスは第三子を特別に優遇するというをやっています。日本の結婚している夫婦の間では大体二・二人というふうに生まれておりますので、これは厚生省の調査によります。したがって、健全な夫婦に三人産んでもらうためには何がいかというと、フランスがやっているように、三番目の子供を優遇するということを真剣に考えるべきではないかというふうに思います。

お金を出したってそうはいかないよと、女性もっと基本的な、家庭と仕事と両立するようなことが大事だということがございまして、けれども、私は何らかの対策を今からやっておかなければ、二〇一〇年以降大変な問題が起こるということとを申し上げておるわけでございまして。したがって、片方でもちろんキャブをはめて財政を削減するということは私はいいいと思いますけれども、もう一方でそういうことが必要だということとを申し上げておるわけです。

財源は、確かに四兆円、これは大きいわけなんですけれども、これは三年ぐらい、これはしようがない。その分何も、政府が小さな政府をつくらないとなれば、それは負債がふえるということになりますけれども、四兆円毎年削るという背水の陣を政府がしくわけですから、大体二〇％の減益、それについて予算を切り込むという努力をしていただくと同時に、企業がもしそのお金をもらってそれを再活性化すれば、一〇〇あったものが五〇、今政府に取られて五〇が自分のところにある、それが六〇ということになりますと、その一〇を使つて恐らく一二〇とか一三〇の収益を上げれば、当然またその分は十分法人税収の増収ということに相なるわけでございまして。

基本的に言えば企業の活動を担保にして、その間一部は公債の増発ということになると思いますけれども、政府は極力歳出をカットするといふこ

と、将来の企業活動ということを担保にしてその減税を行えば、それは三年とか四年の間に恐らく均衡するのではないか。アメリカが八〇年代以来ずっとやってきた政策というのはまさにそういう政策でありまして、ようやく最近になりましてそれが成功をおさめておるわけでございますが、これは相当時間がかかると思います。二年や三年で解決を見ることはないと思いますけれども、そういう実験をやることによって、私は二十一世紀の明るい社会の展望が開けるのではないかと、そういうふうに思います。

○小島慶三君 終わります。

○田英夫君 大変いい話をありがとうございます。

この法案は、今までの政府が出してきたいろんな法案と比べて極めて異例であることは事実だと思えます。みずからの権限を縛る、あるいは覚悟を示すという言い方でもいいと思いますが、それだけ重大な段階にきているということを政府みずから示すことによって財政危機を乗り越えようという、同時に景気を回復させなければいけないという、場合によっては矛盾する当面の目標に對してどう対応するかということ。これは余り表に出ないわけですが、重要なこの二つのことをやらなければいけないという状態の中でのことですが、読んでみて気がつきますのは、景気が悪いといえは公共事業と、これが従来は決まり文句のように言われてきました。

これは笑話のように聞いていただきたいんですが、お題目どおり景気が悪いから公共事業だといふときに、大分前のことで飲みながらの話ですけれども、おかしいじゃないか、一体公共事業をやるとどうして景気がよくなるんだという私の質問に、それは私はゼネコンだけがもうかるんじゃないかと言いましたら、そういう政策を進めている側の人は、いや、もちろんもうかる、それはいいことです。そうすると、公共事業が行われるその現場の町では、夜になりや飲み屋がもうかるんだ、それこそ風が吹けばおけ屋がもうかるという

ような話をしていたことを思い出します。

今回のこの法案を見ますと、十四条ですが、公共事業も百分の九十三に減らせと、こうみずから縛っている。これはこれで私は了解をしているんですが、長年国際問題をやってきました立場から、どうしてもODAの問題が気になりました。

二十一条、二十二条で、これまた十分の九、十年度では削減すると、こういうことをみずから縛って、十一、十二年度は前年度の当初予算を下回るということに縛っているわけでありま。これは島田先生にお答えいただければいいかと思えますが、既に国際的にこのことが大変大きな反響を呼んでいることは御存じのとおりであります。特にODAの中には国際機関への拠出金が入っておりますから、これを一〇%削るということだけでも大変なところを、なぜか削らうというものについては三〇%、四〇%を削らうという部分があります。例えば難民高等弁務官事務所、UNHCR、緒方さんが責任者ですが、ここでは大体四〇%近く日本の拠出金が減らされることによって事業が大幅に落ち込む、こういうことを言っておられます。

こういう今度の法案を見て、こういう部分があつていいのかな、全部一律でいいのかなという感じがしますが、いかがですか。

○参考人(島田晴雄君) 今般の法案の歳出削減の基本方針でございますけれども、私の理解では、大きな項目について一律ではないということに特徴があるのではないかと考えています。例えば社会保障は二%の伸び以内を抑える、公共工事は一〇%は削る、そしてODAは十分の九ということですから一割抑えていく、それぞれ見ているわけですね。

そのODAの中で、弁務官事務所の日本の国際的な拠出金を四割減らすということがどこまで確定されていることなのか私はよくわかりませんが、このODA予算をトータルで減らすということと自体大変つらいことですが、私は諸外国のやっておられることを拝見しても、例えばアメ

リカなどはもつと極端に、しかもこういった正当な事由なしにと私なんかあえて言いたいんですが、いろいろな政治的な理由でおやりになる。そういうことから見ると、日本は非常につらい状況の中でぎりぎりのことをやっているという意味では、トータルの枠を縮めていくということがあってもいい。あつてもいいというか、ほかのものを大きく削るわけですから仕方がない面があるのではないかと、その中で戦略的にどういふところは、その枠の中でも生かしていくか。そして、援助のかなり部分は実は要請主義でまだやっておるわけでございます。現地に行けば、実はだれのためにも援助をやっているのかというように予算の使い方もあるものですから、そういうところを精査して、そういうところは残していく、そしてトータルで十分の九にするのは残していく、そしてそれが本来の戦略的援助なんだと思うんですね。そういうことを一段と当局者は国民と対話をしながら詰めていっていただきたい、そんなふうに思っております。

○田英夫君 ありがとうございます。三人のお話を伺いながら、失礼ながら感じたことは、財政構造改革をやらうというときに、どういふ視点、どこに重点を置くかというような意味で、一つは政府、もう一つは民間企業、それにもう一つは庶民といえますが市民といえますか、その生活、そういう三つがあると思えます。

これも島田先生にお答えいただければいいと思いますが、先ほど、可処分所得をふやすということとは、当然考えなければいけない、可処分所得の問題、しかし、それよりも法人税の減税が一番重要だといふ意味のことをおっしゃいました。その辺のところ、私などはやはり庶民のささやかな懐くあいという、さつき家計を預かる女性のとお話がありましたが、これはまさにその典型だろうと思えますが、サラリーマンといえますか、働いた人たちからすれば、可処分所得をふやす、それが

積みも積みもつて使われれば景気にもいいし財政にも助けになると、そういう意味で考えたいたいですけれども、やはり法人税減税がより大事だといふ意味を教えていただきたいと思えます。

○参考人(島田晴雄君) 二つございます。

一つは、私も人々の可処分所得をふやすということは、これはもう経済発展の基本目標ですから、それは最も重要なことだと思えます。しかし、その可処分所得をふやす源泉はどこにあるかというと、一番大きなものは雇用所得なんです。つまり、雇用機会が潤沢にあつて、生産性が伸びていく中から所得がふえる、そういう中から税をみんな負担していくということなので、私は、今一番求められているのは、勤労所得をふやせる構造をどうつくるかということなんだろうと思えます。財政構造改革というのは、実は経済構造改革のまさに突破口でございます。そういうことで申し上げたわけでございます。

もう一つは、なぜそういうときに法人税の減税なんだということですが、これは私の説明が足りなかったかもしれませんが、私の法人税減税論は、国税の法人税については引当金等の見直しによってタックススペースをふやすという中でのごとでございまして、税収中立て、例えば庶民の方に負担をかけて法人の方の負担を軽くするという話ではなくて、利益を出している効率のいい法人の税率を下げることによって活性化させようとする。それから、もう一つもつと大きいのは地方法人税の改革ですが、私が申し上げているのは、外形標準課税、付加価値税型の外形標準課税をかけることによって、一・五とか二とか言いましたが、これをかけることによって法人事業税を撤廃する。ですから、事業税を納めているような効率のいい企業を助ける。そして、法人はすべて地方自治体にある程度の負担をかけていくわけですから、すべからミニマムの負担は負つていただくということ、これは税収は変わりません。

ですからトータルとして、例えば庶民とおっしゃいましたが、庶民に対して法人の方の負担が

軽くなるではないか、それはありません、付加価値税を負担させるわけですから。トータルでチャラでございます。

○田英夫君 ありがとうございます。

上條さんに伺いたいのは、先ほど七十歳以上の高齢者の働ける社会をつくるべきであるとおっしゃいました。私も全く同感であります。私も実はもうその年齢になっていておりまして。多くの友人が以前に比べればはるかに元気になっているわけですから、そのことの経済的な効果、先ほどは年金とか福祉、医療、こういうものへの影響が非常に大きいとおっしゃいました。このことも全く賛成、同感であります。

どうやらそういう社会が早急につくれるかということ、これはかなり急がれると思うんですが、お考えを聞かせていただければと思います。

○参考人（上條俊昭君） 私は、やはり今一番必要とされているのがシルバー産業の分野だろうと思います。高齢者がどんどんふえてきますから、それに関連する仕事が出てまいりますけれども、人手がなかなか確保できない、あるいは確保はできません手間がかかる。したがって、そういうシルバー産業の分野にむしろ高齢者の労働力を活用する。介護とか福祉の分野というのはむしろ高齢者の方が高いという面もございますから、私は、高齢者が高齢者を助けるという仕組みをつくって、むしろ若い人は、もちろん若い人も福祉活動に一定限は労働力を提供してもらわなきゃいけませんけれども、若い人はなるべく生産活動に従事するというような形の労働力の再配分を行う。

そのためには、企業と行政が役割を果たすわけですから、企業が少し元気になるようにもつと前向きな仕事を考える、例えば子会社をつくるというわけか、そういうことが必要だろうというふうに思うわけです。そのための一つの資金といえますが財務的なものから、行政、政府が、おまへたちにこれだけの資金をやるから新しい事業を起こして雇用者をふやせと。

ですから、企業収益という場合に、雇用をふやさずに企業収益を上げるなんというのは今の社会では言語道断でありまして、企業に雇用創造といえますが雇用市場の創造という一つの責務を課す、その形で政府と企業と行政との間の一つの紳士契約といえますが契約を結びまして、七十歳まで働けるような社会をつくるためのいろんな事業を展開する、こういう仕組みではないかというふうに思います。

○田英夫君 ありがとうございます。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子でございます。

三人の参考人におかれましては大変貴重な御意見を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。

まず私は、新藤参考人にお伺いしたいんですが、けれども、日本の五百兆に及ぶ借金は、民間企業などとうに倒産しております。取締役は全員辞任、どこかの社長ではありますけれども、多少とも良心のある人は自分の財産で一部補うとかということになるわけですが、政府や地方公共団体は倒産しないものですが責任がどうあるんです。これは私は許されないとだと思えます。

参考人は、「週刊金曜日」にこのように書かれております。「考えておきたいのは、国鉄解体・民営化を進めた思想であり政治責任である。そこを明確にしないまま、住宅金融専門会社と同様に安易に「国民負担」による二十兆円の債務解消は、許されるべきではない」と述べておられますが、公債発行の責任はだれにあるのか、それはどうとせたらいいの。地方自治体の長などでもっと直接に責任を問う方法について、どのような考えなのでしょう。

○参考人（新藤宗幸君） 非常に難しい質問だと思ふんですが、少なくとも、冒頭で申し上げました予算の修正に関する内閣法制局見解というものが私は基本的には間違っていると思っております。

でも、しかし、ともかく国会も歳入予算を議決しているわけですね。したがって、私は一市民の立場として、政治にかかわっている皆さん全員を含めて過去の責任を問いたいんです。

問題は、今この段階になってくれば、したがって先ほど来申し上げているような、安易に公債が発行できる仕組みというものを国会側がきちんと規制するべきではないでしょうか。お互いに歳入のことは目をやらずに歳出の方に心を置いた日本型政治そのものに問題があったんだ。だから、本来ならば、九三年段階でもう少しきちんとした政治が展開されていけば、もつと前の段階で財政構造改革ということについても違った具体策が出ていたのかもしれない、そう思っております。

○吉川春子君 予算修正権の政府統一見解で、これは事実上増額修正はできないんだというようなことで言われてきましたけれども、今度の国会の議論の中で、内閣法制局はこの考えを改めたんじゃないかと、私は議論を聞いていて思うんです。

さつき参考人が、国権の最高機関として内閣を法的に縛る方法を国会は考えよと、このように仰せられましたけれども、具体的に言うところ、例えば内閣に事業評価を行わせて、それを国会に報告させる、そういうような立法も含むわけですか。

○参考人（新藤宗幸君） それも含みます。それから、例えば、私は前から申し上げていますが、今では当初予算案の提示のときに財政の中期展望、これは参考資料として出されているはずであります。これを国会に報告するだけじゃありません、環境がどうあれ経年だけじゃなく、率で伸ばしているだけの中期展望であります。そういう中期展望の範囲内において歳入歳出予算を確定する、そして中期財政計画、例えば五年でつくれば毎年ローリングしていくというやり方がまさに必要なので、このこと自体は財政構造改革としてヨーロッパ諸国はもうはるか前からやっています。

てきていることであります。それによって歳入の方の範囲内において歳出に枠をはめていく、そうしたものを国会側は政府に義務づけていったらどうか、そのように思っています。

○吉川春子君 上條参考人にお伺いいたします。景気という場所を盛り上げる横綱は消費だといふふうに参考人は言われているんですが、最近ある新聞で、野村総研の幹部の方だったと思うんですが、消費の伸びない原因の二つとして九月からの医療費の負担を挙げているんですが、そのことについて参考人はどのように思われるでしょうか。

そして、消費税も四月から五％に引き上げられましたけれども、こういう情勢のもとで財源法が成立するということは一層消費を冷え込ませるんじゃないかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○参考人（上條俊昭君） 確かに今の消費は、消費税の引き上げと特別減税と社会保障費の負担増とか、そういうものが集中的に来たとというのが景気を低迷させる原因になっていると思います。

もう一つは、景気そのものが九三年の十月に底を打ちまして、経企庁の景気判断委員会、篠原三代平先生を座長とする景気循環の大家がつくられた指標によりまして景気は今上昇過程にあるということになっておりますが、既にもう四十八カ月を過ぎております。大体パブルのころでも八六年の十一月から九一年の四月まで五十三カ月でありますし、イザナギ景気という昭和四十年のときの景気が五十七カ月でございますから、景気の寿命といふことから見まして、この秋ぐらいに屈折点を迎えるというの、これはある程度やむを得ないことではないかというふうに思っております。

したがって、ある程度景気は下降して、問題は、来年のどこかの時点でまた景気が上昇するといふふうには持っていないかなきゃならないわけですが、そのときにいろいろな問題が、じゃ全部撤廃したらどうだということになりますと、これはま

た財政の再建等々でいろいろ問題が出てまいりますので、せめて法人税を思い切り下げて、もちろん所得税も今教育減税であるとかそれから子育て減税というようなことが行われているようにございませうから、そういうものに反対するわけではございませう、そういうものもある程度加味をして、少なくとも景気が失速しない程度の諸政策を行う必要があると私は考えております。

そうでなければ、失速して経済がどんどん落ち込むという状態では財政構造改革そのものも進まないわけではございませう。非常にこういう難しい時期でございませうから、私はあめとむちということをお願いしましたが、やはり両方の政策が必要である。しかし、さることながら、財政も大変な問題点をはらんでいる時期に来ておりますので、これを解決するための筋道だけはつけておく必要があるうかというところで、私は両論を申し上げた次第でございませう。

○吉川春子君 もう一問、上條参考人にお伺いいたしますけれども、参考人は、規制緩和を大いに進めるとの観点から、例えば大型店を出そうとすれば二千二百枚の用紙を作成する必要がある、それほど規制が多いんだということを述べておられますけれども、「経済学は誰のためにあるのか」という本を最近私読みましたら、間宮先生がこのように述べられていました。

小さな商店を残さなくてはならないのは、かわいそうだからとか弱者を救えといった観点からではありませう。積極的な意味があるから残さなければいけないのです。たとえば小さな商店が街路の周辺にあれば、店からつねに外をみる事ができる。多くの眼が街路に四六時中、注がれている。それが路上での犯罪を防止することにもつながるのです。そういうことまで含めて、店の効用を考えていかななくてはなりません。しかし、こうした視点は経済学者のなかにも、規制緩和論者のなかにも、ほとんどないのではなからうかと思ひます。

制緩和が社会的に大きなマイナスになる部分があるのだと、何でも規制緩和すればいいのだということにはならないと思ひますが、いかがでしょうか。

○参考人(上條俊昭君) まず、私は大型店に対して二千幾つの手続があるということはこの席上では述べておりませんので、その点はカットさせていただきますと思ひますが、基本的に先生のいらっしゃるように規制緩和が万端だというふうには私も思っておりません。

特に日本は、先ほど七十歳まで働くということをお願いしたけれども、日本の小売業を支えている分野で、割合お年寄りの方が小さな店を守っているという分野が確かにいろいろあります。ございませう。こういうものを、私はある面で大事にしていかなきゃならないというふうに思ひますので、何でも大型店、何でも規制緩和でという、そういう考えは持つていないことを申し上げておきたいと思ひます。

以上でございませう。

○吉川春子君 ありがとうございます。

私が申し上げたのは、日本経済研究センター会報九四年八月一日号で述べていらつしやることを引用させていただきます。

最後に、時間がなくなりましたが、ほんの一言ずつ、この法案はいろいろ難しい問題が含まれているので徹底審議をしてほしいという要請書が私のところにも来ておりますが、この点についてお三方の見解を一言ずつお伺いしたいと思ひます。

○参考人(島田晴雄君) 全く賛成でございませう。

○参考人(新藤幸君) 徹底的に議論するのは国会の当然の責務だと一有権者として考えております。

○参考人(上條俊昭君) 私は、こういう問題は特に参議院が良識の府として衆議院以上の時間をかけて徹底審議をしていただくようお願いを申し上げておきたいと思ひます。

○吉川春子君 それぞれ参考人の皆さんが徹底審議をというふうにならわけて、それは立場を超えてやっぱり徹底審議するというのが国会の、とりわけ参議院の責務であると私も十分認識しておりますので、この参考人質問を有意義に生かすためにも徹底審議するように頑張つていききたいと思ひます。本当にありがとうございます。

○山口哲夫君 新社会党の山口哲夫と申します。先生方には大変貴重な意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

島田先生と新藤先生に、同じ質問になるかと思ひますけれども、島田先生は法人税の減税を随分強調されていらつしやいました。確かに三七・五%そのものを見ても高いかもしれませんが、租税特別措置法で随分優遇税制がたくさんあります。そういうものをきちんと改めていけば、学者の先生の中には三〇%とか二八%くらいになるのではないかと。ですから、むしろそういう租税特別措置で優遇されている面をまず最初に改めるべきでないかと、私はそのように考えるわけでございませうけれども、この点についていかがなものでしょうか。

特に新藤先生は、これは歳出削減法だというお話がございました。私も全く同感でありまして、まず構造改革というところになりますと、歳入歳出すべてについてメスを入れていくことが一番大事な問題だと考えたときに、どうしても税に対して国民は応能負担の原則というものを非常に考えていると思うわけですね。そういう意味から申しまして、やはりこの際、歳入についての徹底した改革をしていくべきでないだろうかと思ひます。で、お二人の先生から御意見をお聞かせいただき

たいと思ひます。

○参考人(島田晴雄君) 日本の法人税率は三七・五%というのが現状でございませうが、課税標準八百万円以下の中小企業には軽減税率、先生も御指摘なさいました二八%、これは法律で決まっております。わけですね、軽減税率が課されているわけではございませう。したがって、日本の法人というのはいくら三七・五%の税率を課せられていないのでもないかということではございませうけれども、それはそのとおりでございませう。

もう一つおっしゃられたのは、租税特別措置あるいは引当金等いろいろあるということなので、これは今般の税制改革ではそういうものを見直す、そして課税ベースを広げる中で三七・五%をもう少し下げようというのが今議論されているところではございませう。

今の話は国税の話でございませうが、私はちょっとこの場をかりまして先ほどから申し上げている点をもう一つ強調させていただきたいんですが、法人課税、つまり企業から見ると国税と地方税と両方がかつてくるので法人課税の改革が重要だ、とりわけ地方税の改革が必要だと、このように思っております。

この場合の地方税の改革というのは、先ほどにも触れましたけれども、むしろ法人所得課税という、これは中身は法人事業税と法人住民税法人税割というのがありますが、これは所得にかかるとのなんですね、国税に連動しております。これを撤廃して、そして企業市民として企業が地方自治体で活動する以上、事業をする以上必ず地方自治体に負担をかけるわけでございませうから、それに

見合った税、これを外形標準課税と言ひますが、これを付加価値税型で一・五ないし二%を導入することができると地方の法人所得課税を全廃することであるわけですね。こうしますと、努力をしている企業は大幅減税になります。正直者が得をする、こういう社会をつくるために税制改革を推進していただきたいと思います、こう申し上げております。

たので、最初から余り詳しく申し上げてはいないんですけれども、私も簡単に申し上げましたように、歳入面で手直しするべき点が多々あるはずでありまして、予算構造が財政構造かとはともかく入る方についてのまさに改革法が欠けているということはおかしい話だと思います。

そして、例えば一九七四年のアメリカ連邦政府の議会予算法はタックスエクスペンディチャー、日本では租税特別措置、私はそれを負の歳出予算と訳すのですが、租税特別措置によって幾らの金を実質的に交付されているのかを議会に資料として明確に提示されます。日本は十二月の段階で税制改正大綱でこれこれこういうような租税特別措置をとるのだというにはありますけれども、その結果、幾ら実質的に交付したかということとは国会に提出されるわけではないわけでありまして、とりわけこの辺を明確にすることが、税制改正議論をするとき、あるいは予算構造全体を考えるときに重要なものではないか。

それで、私の自分の研究という形で言いますと、かつて財政的にそれなりに豊かで補助金がいりんな意味でいろいろなところへ交付できた時代状況でなくなってくるがゆえに、どうも租税特別措置の細々とした話でもって背後のいろいろな支持集団に便益を還元するという要素がとりわけ強まっているように見受けられます。そういう意味で、租税特別措置の改革問題を法人問題を含めて基軸にすることが必要だと思っております。

○山口哲夫君 島田先生にお尋ねをいたします。所得税は応能負担原則というのが非常に徹底していると思うんですけれども、企業面にはそういうものがないわけですね。今お話があったように、中小企業が二八%、それ以外の大企業は三七・五%の法人税ですけれども、この法人税というのをもう少し四段階か五段階くらいに段階別の税率にするということについてのお考えはいかがでしょうか。

○参考人(島田晴雄君) 個人所得税は応能税でございます。つまり、能力がある人が所得をたくさん

稼ぐから、それを課税標準として税をかけるわけです。法人税というのでも応能税でございます。法人所得に対してかけるわけですね。

私が先刻から申し上げているのは、地方税は応能税ではないのが基本です。地方自治体のサービスに対する対価ですから、これは応益税。そういうふうにはつきり本来分けるべきなんです。日本は応益税を基本とするべき地方税体系の中になぜか応能税の法人所得税がするところに入っているのが実は問題で、あれは取りやすいところから取るという仕掛けの帰結なんだろうと思うんです。

私は応能税は本来は定率であるべきだと。私は中小企業は二八%というのはさまざまな理由があるんだと思いますけれども、本当は所得に対して定率でかけるべきです。所得は小さいんですから、所得が小さい人に定率でかけていても納税額は少ないわけですね。大きな人に定率でかければ納税額は大きい。税率は本来公平にすべきだと。何かの理由で税率に格差をつけているんでしようけれども、私は個人の意見としては本来格差をつけるべきではないというふうに思います。

○山口哲夫君 時間が半端になりますので、これで終わります。

ありがとうございます。

○委員長(遠藤要君) 以上で参考人の方々に對する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様一言御礼を申し上げます。今日は、長時間にわたり貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしましてここに厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時三十二分開会

〔理事高木正明君委員長席に着く〕
○理事(高木正明君) ただいまから行財政改革・

税制等に関する特別委員会を再開いたします。財政構造改革の推進に関する特別措置法案を議題といたします。

引き続き、本法律案の審査に關し、参考人の方々から御意見を承ることといたします。参考人の皆様一言ごあいさつ申し上げます。本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。皆様の忌憚のない御意見を承り、本法律案審査に反映させてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

本日の議事の進め方でございますが、まず参考人の皆様からそれぞれ十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

それでは、まず貝塚参考人からお願いいたします。

○参考人(貝塚啓明君) ただいま御紹介にあずかりました貝塚でございます。

最初に、ちよつと私の意見を申し上げたいと思います。

財政構造改革の推進に関する特別措置法案には私は賛成いたします。

その理由を二、三申し上げますが、現在の日本の財政は先進国中ではば最悪の財政赤字でありまして、将来歳出がふえるというのを考えますと、どうしても新しい仕組みを入れてこの財政赤字に取り組みが必要がある。そのために、制度として量的な削減目標と制度改革を義務づけることが必要不可欠だと思います。

最近の不況の長期化は非常に深刻でございます。将来の展望をつけるためにも財政再建の道筋を明記することが重要であると思ひます。細かい点につきましては、社会保障と公共投資に対して歯止めをかけたことは評価いたします。

それから、最近の不況のことについて一言申し上げますが、最近の不況の長期化は、一九三〇年代のアメリカの大不況に似てきておりまして、憂慮すべき状態にあると思ひます。特に、消費支出

が低下していることは大変よく似ておりまして、ただ、アメリカの景気がいいことが一九三〇年代とは違ふと思ひます。

それからもう一つは、日本経済にとって相当程度歳出を削減する必要があるわけですが、その計画が、英語で言うところのレジブルというんですか、要するに信用できるものであることが非常に重要で、そうでなければ民間の人々もそういう計画になるといふふうな考へていろいろな経済の計画を立てるといふことになると思ひます。

現在の日本経済の低迷の原因は、将来に關する不安というところで、よくわからないということが最大の理由でありまして、そういう意味で、仮にこういうかなり財政支出をカットするものであつても、道筋がはつきりすれば民間の経済の方々はそれを念頭に置いていろいろなことをなされるわけ、現在はその非常に不確定な状況にあるということが最大の問題でありまして、その点を特に国会の先生方をお願いしておきたいと思ひます。

以上で私の意見陳述を終わりにいたします。

○理事(高木正明君) ありがとうございます。

次に、田尻参考人をお願いいたします。

○参考人(田尻嗣夫君) 本日は、私ごとをかうな席にお招きいただきましたことをまずもって光榮と存じ、感謝申し上げます。

私は、最近の行財政改革問題を新聞紙上で拝見いたしておりました、二つの懸念を持っております。

まず第一は、市場経済万能論と申しますか、市場がすべてを律してくれるんだというような、机の上の一種の机上演習と申しますか、そのような考え方が大変強くなってきたように思ひます。でございます。私自身は、市場経済を長く見てまいりましたマーケットに信頼を置いておる人間の一人でございます。第一に感じるわけでございます。第二は、本来、政府が取り組むべき課題、政府が解決すべき問題を市場の方に投げ出してしま

ということ、これはまさに政治の責任逃れということをもたすわけでありまして、近年の行財政改革とか規制緩和がこの二つの問題につながらなければいいがなということを考えておる立場でございます。

さて、最近の株式市場の混乱、あるいは債券相場、円相場等のトリプル安をきっかけにいたしまして、即効性のある景気対策をやりなさい、そのためには財政再建を少しおくらせてはどうかという御議論があるやに聞いております。もちろん、経済のことは市場に聞けというのが第一義的な姿勢であろうかと思ひます。しかしながら、市場の声が常に正しいのかということを考えてみますと、やはり市場の声に耳を傾けるための前提条件というものがあつてしかるべきかなという感じがするわけでございます。

最近では、金融市場、証券市場に関連された方々の発言力、影響力というものが実体経済に対して非常に大きな影響力を与えるようになってまいりました。しかしながら、金融市場とかあるいは証券市場の問題を主としてごらんになっていくと、エコノミストなり実務家の一つの共通項と申しますか、がございまして、これは限界的な部分での変化、一種の変化率を大要重視するわけでございますけれども、その絶対水準と申しますか、そのところは比較的軽く見られてしまふという問題があるわけでありまして、マーケットは大変さつちでございますので、長期的な問題につきましてもすぐに結論を求め、すぐに対策、回答を求めるといふ問題もあるわけでございます。

さらに、マーケットのメカニズムは、金融機関の行動を初めといたしまして市場参加者のいろいろな行動につきましてその善悪を判断する客観的な基準とはなり得ない、そういう問題も持つておるわけでございます。

もう一つ、市場の声ということの持つております問題は、市場の規律と申しますか、そういうものは首尾一貫性を欠いておるわけでありま

ある問題が長期にわたつて持続しております場合に、非常に長い期間市場はそれを無視いたしてありますけれども、突如としてその問題に目を向けまして荒々しい規律を發揮するといふことがあつてあります。あるいは、同じ経済的要因を、そのときのマーケットの状況によりまして樂觀的な材料と見てみたり悲観的な材料と見てみたりするわけでありまして、そういう意味で、市場関係者の要求いたします即効性のある景気対策と財政再建を繰り延べてでもという発言には、私は距離を置いておる立場でございます。

二番目に申し上げたいことは、市場経済化を我が国は今一生懸命進めようとしておるわけでございますけれども、このことは申すまでもなく、政府に需要を管理してもらつたという政府頼みの発想から脱却しようといふことが行財政改革なり規制緩和の根本的な理念であるかと思ひます。そういう長期的な流れの中で、現在五百兆円もの経済規模に達しております我が国経済に、一般会計あるいは財政投融資の方からカンフル剤を次々打ち続けることの限界といふことが見えてきたように思ふわけでありまして、そういう意味で、政府に需要を管理してもらつたといふことそのところの考え方から第一に抜ける必要があつたかと思ひます。

三番目に申し上げたいことは、財政構造なり行政改革の基本的なスタート台でございますけれども、これは申すまでもなく、むだな歳出、その土台になっております既得権益を、あるいはその仕組みを改革していくことでありまして、それが単なる歳入歳出の数字合わせといふことであつてはならないわけでございます。

二番目には、我が国財政は大きな政府になり過ぎたといふふうによく言われます。しかしこれは、公共投資を中心とした固定資本形成におきまして確かに我が国は大きな政府になりました。しかしながら、サービス支出とかあるいは社会保障がGDPに占めます比率といふことを比べてみますと、英米に比べますとほぼ同じような水準でございますけれども、フランスやドイツに比

べますとかなり低いところにあるわけでありまして、まだまだ小さな政府の部分があるわけでありまして、行財政改革は、この大きな政府と小さな政府とをいふものをまずより分けたところから議論がスタートされるべきではないかと思ひます。

もう一つ申し上げておきたいことは、これまで六十兆円を超える景気対策が数々にわたつて打ち出されてまいりました。そして、史上空前の超低金利政策が既に二年を超えたわけでございます。

あるいは、公的資金が株式市場等に直接投入されるというPKOなるものも行われてきたわけでございます。しかしながら、こういうマクロ政策あるいは対症療法では、ミクロ段階での構造改革は進むどころか逆に甘えの構造と時間稼ぎの余裕を与えるだけでございます。現在の我が国経済の閉塞状態は、そういう意味で自然の淘汰とかあるいは構造改革を先送りさせる、そういう弊害の方が目立つてきたように考えておるわけでございます。

そういう意味で、今後の対応といたしまして私どもが政府に期待したいことは、ここで改革路線を一時棚上げいたしました景気のでこ入れに進むんだといふようなそういうやり方ではなくて、さらには、改革が生み出しますいろいろな摩擦をそのままただ手をこまねいて、切り捨てていくといふことであつてもならないわけでありまして、問題は、構造改革、構造対策そのものをいかに景気対策につなげていくかといふことでございます。そういう意味では、歳入歳出面でもう一度それを再編成していただきまして、景気対策、長期的な日本経済を安定成長路線に乗せるための枠組みといふものをぜひそういう視点から御議論いただければと思ひます。

現在、我が国には民間にはお金があふれ返つております。金融システムの中には巨額のお金が空回りをいたしております。つまり、お金がないわけではございません。ないのは知恵の方であります。

して、あるいはそのお金を誘導する仕組みの方でございます。今まさに政府が打ち出すべき景気対策は、この知恵であり、仕組みの方でございます。お金の方ではないといふふうには私は考えます。

最後に、今回の財政構造改革法案でございますが、これはまた後ほどいろいろ御議論があるかと存じますけれども、何をしておきまして、とにかく早く可決、成立させることが重要だと私は考えております。

いろいろな問題が、技術的には問題はないと思いますが、しかしながら、各支出項目別に一つの上限を設けて中期的な方向性を見出したという点では大きな前進であるかと思ひます。貝塚先生もおっしゃいましたように、今マーケットに必要なことは、今の閉塞状態にあります日本経済の出口を、突破口をどこに見出そうとしているのかといふその道筋を示すことが最も重要ではないかと存じます。そういう意味では、今回のこの法案はその道筋を示す最初の一步といふ意味で大変大きな意義のある法案ではないかと考えております。

どうも大変ありがとうございます。

○理事(高木正明君) ありがとうございます。

次に、岐阜参考人にお願ひいたします。

○参考人(岐阜参考人) 全国保険医団体連合会副会長の鮫島と申します。長崎市内で二十四年間耳鼻科の診療所をやつておりましたが、現在は団体の専従役員をいたしております。

全国保険医団体連合会、略称保団連は、開業医を中心とする医師、歯科医師の団体であります。現在、全国で八万九千名の会員がおります。

九兆円の消費税と医療費の負担増が景気を冷え込ませ、財政構造改革法案がさらに景気に水を差すものだということは、これまでの国会審議や参考人の方々の発言でたびたび出されたことと思ひますので、そのことを繰り返すことはいいたしません。私は、医師の立場から、財政構造改革法案が医療にどんな影響を与えるのかを中心に意見を述べさせていただきます。

社会保障分野は財政構造改革法案の中でもとりわけ厳しい縮減目標が提起されている分野です。目標の具体的内容は省略させていただきますが、要するに、来年度から三年間は毎年社会保障予算の自然増約八千億円のうち五千億円をカットするという目標であります。

来年度については、五千五百億円カットの目標で、そのうち四千二百億円を医療関連の予算から捻出することが既に厚生省の概算要求に盛り込まれています。私が申し上げたいのは、医療関連予算を四千二百億円削減するとはどういうことなのか、ということであります。改憲法案もそうですが、予算削減の数値目標をあれこれ決められるのが結構ですが、あわせて、その目標を達成するたためには何が必要で、そのことによって国民がどんな影響を受けるのかということを十分検討していただきたいということです。

具体的影響が明らかにならないまま、数値目標だけがひとり歩きして今後数年間の予算が拘束を受けるということは避けるべきであり、財政構造改革法案には反対であります。

厚生省は、来年度の四千二百億円のカットについて、袋詰め要求ということで、何をどう削減するのか公式的にはその内容を明らかにしておられません。患者負担はどうなるのか、診療報酬は引き下げられるのか国民には全く明らかにされず、削減目標だけが先に決められるというのはおかしい話であります。言ってみれば、突然請求書を送りつけられてきて、とにかくこれを必ず払うと約束してください、何の代金かは商品が届けばわかりますよというような話であります。このようなことが今後三年間、毎年続くのでしょうか。医療機関と連予算の四千二百億円カットというのは大変な数字であります。厚生省のお役人の方々も多分頭を痛めていらっしゃると思います。

九月一日から外来窓口負担の引き上げが実施されました。厚生省の試算によると、平均でサラリーマンが二・四倍、お年寄りが二・五倍となつたさうであります。一般に物の値段が一気に二倍

以上にはね上るということとはめったにないこと
であります。それだけ大きな引き上げであつたわ
けですが、それでも国庫負担の削減額は満年度
ペースで三千億円であります。医療費に占める国
庫負担の割合は四分の一弱ですから、四千二百億
円の国庫負担を削減するためにはこの四倍の一兆
六千億円規模の医療費抑制なり患者負担への転嫁
なりが必要となります。一兆六千億円といえます
と、医療費の自然増は毎年一兆円程度と言われて
おりますからこれを超える額であります。社会保
障予算の自然増を二％程度に抑えるという財政構
造改革法案の目標からしても、このままでは来年
度の医療費予算は削り過ぎとなります。

とあるかを理解していただくために、三千億円の国庫負担削減となった九月一日からの改定の影響を御紹介したいと思います。

先生方の机の上に一枚の資料がございます。表裏がございまして、大きな字と小さな字がございまして、御了承願いたいと思います。

まず大きな字の方なのですが、私どもが全国一千六百八十一の歯科、歯科診療所を対象に調査を行いましたところ、医科で六九％、歯科で七五％の診療所で外来患者が減少していることがわかりました。歯科診療所の減少割合が多いのは、健保本人の受診手控えが顕著であることによります。全日本病院協会の調査では、五七％の病院が対前年同月比で外来患者減という結果が出ています。

私が特に深刻だと考えるのは、これは小さな字の方ですが、高血圧や糖尿病などの慢性疾患を中心に治療を中断する患者さんが出ていることです。医科で四四％、歯科で二八％の診療所で治療中断の事例がありました。

また、四千人の患者さんを対象にした調査では、負担の引き上げにどう対処するかの問いに、二七％が「受診回数減らす」、九％が「売薬ですます」などと回答しています。こうしたことが今後、長期的に国民の健康状態にどのような悪影響を及ぼすかが懸念されます。

私が申すまでもなく、医療費の効率的運用ということを考えた場合に、早期発見、早期治療ほど大切なことはありません。重症患者の高額レセプトが医療費適正化対策のやり玉に上げられています、そうした事例を逆にふやすことにもなりかねません。これだけ深刻な影響が出ているにもかかわらず、さらに今後三年間連続して患者負担を一層拡大することを義務づけようというのが今回の財政構造改革法案であります。

それでは、来年度はどんなことが計画されているのでしょうか。袋詰めのだいから見え隠れしている事項を紹介します。

まず、老人医療の定率負担であります。小泉厚生大臣もこの導入に積極姿勢を示しているようですが、現行の外來受診ごとに五百円の定額負担を一割程度の定率負担とすることが検討されています。薬剤負担がどうなるかは未定ですが、こちらも定率化の動きがありますから、薬代の一割負担がこれに乗せされる可能性もあります。

御承知のように、お年寄りというのは裕福な方たちばかりではありません。資産はあつても所得は少ないという方も多いわけです。平均値を見ますと所得もそこそこあるように見えますが、実際は一部の高額所得者が平均値を押し上げているわけで、低所得者層への集中度が高いわけです。また、三百二十万人と言われる年間所得百八十万未満で扶養家族となつてゐるお年寄りの経済状況は不明であります。

こうした実態のもとで定率負担となれば、お年寄りとは定額と違つて財布に幾ら用意していけばよいかわからないわけです。現に、九月から薬代も加わつて負担が上がつた、そうしたら嫁から余り医者に行くなどと言われたという事例がたくさん聞かれるわけです。

それから、これは与党の医療保険制度改革協議会で三点セットと呼ばれているそうですが、一つは風邪薬、漢方薬、湿布薬などの全額患者負担。もう一つは入院時の食事代負担。現在は一日七百

六十円ですが、これを百円引き上げると国庫負担は百三十億円削減となるそうです。三つ目は高額療養費の負担限度額引き上げ。こちらは現在一カ月六万三千六百円ですが、一万円引き上げると百二十億円の国庫負担削減です。

これらを積み上げてもとても四千二百億円にはなりません。最も財政効果が大きいと言われているのが薬価であります。薬価の一〇％カットで二千億円の国庫負担減と言われています。高薬価のは正は私どもが一貫して主張してきたことでありますが、今回検討されている薬価の一〇％カットは私どもの要求とはかけ離れた内容となっております。九月一日からの患者減に加えて、来年の四月から医療機関の収入減となる薬価改定が行われることになれば、医療機関の経営は大きな打撃を受け、国民医療の確保にも影響を及ぼすことは確実です。このほかにも、公費負担医療の対象となっている難病医療に対して一般の三分の一程度の患者負担の導入が計画されています。これによる国庫負担の削減額は十三億円であります。

改革法案の目標を達成するためには、こうした削減策を今後三年間連続させなくてはなりません。厚生省のある幹部の方が、来年度予算編成について、ぞうきんの水を絞り切るように、もう水は出ないがもう一ひねり、二ひねりと発言されていましたが、三年間も絞り続けばぞうきんが破れてしまうであります。

私が医師として最後に訴えたいのは、社会的弱者である病人、お年寄り、さらに難病患者にまで犠牲を強ひなければ日本の経済と国家財政は再建できないのでしょうか。私は決してそうは思いませんが、この財政構造改革法案に賛成だという方がそうだとするならば、そんな国にしたのはだれの責任なのでしょう。そのことを改めて問いたいと思います。

法案が、医療だけでなく今後の国民生活全体に与える影響など、審議を尽くされることを要望いたします。

以上です。

○理事(高木正明君) ありがとうございます。
以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○亀谷博昭君 自由民主党の亀谷博昭でございます。

本日は三人の先生方、お忙しいところおいでいただき、貴重な御意見を賜りましてまことにありがとうございます。

初めに、貝塚先生と田尻先生にお伺いをさせていただきます。このたびの財政改革法案、二〇〇三年までに財政赤字、対GDP比三%以下とする、特例公債からの脱却を目指す、よって財政の健全化を図るということをお願いしているわけでありまして、

たかさんの課題がありますけれども、私たちはまずこの法律を成立させ、さつきもお話ありましたように、量的削減を達成していく中で体質改善をなし遂げ、活力ある社会を構築していかなければならないと考えているところであります。

しかし、私は、この法律が成立をして財政赤字解消に向けてスタートを切ったという点に、我が国の財政の再建をどう図るかということにつきましても重い課題が残っているのではないかと、こう考えております。

九年度の当初予算では、一般歳出、対前年度比一・五%増でしたが、平成十年度の概算要求におきましては〇・七%の削減を図るということにされております。しかしながら、国の意向があるいは努力だけで減らないものもたくさんあるわけでありまして、国債の償還をどうするか、あるいは利払いの問題あるいはまた地方交付税をどうするか、そしてまたさまざまな、例えば旧国鉄の長期債務の問題もありません、国有林野の債務処理の問題もありません。そういうさまざまな課題を抱えている中で、こういうものをどう減らしていくのかということが今後の大きな課題になっているわけでありまして。

そこで、この財政赤字を限りなく減少させ、解消を図って財政再建を進めていくために、現在審議をいたしております財政改革法案、これを踏まえまして今後我が国の財政再建のためにどんな政策をとっていくべきなのか、私たちがこれから全力を尽くしていくかなければならないわけでありまして、我が国の財政再建に向けての先生方のお考えがありましたら、お伺いをさせていただきたいと思っております。

○参考人(貝塚啓明君) ただいまの御質問、どういふ分野を優先すべきであるか、あるいはどういふやり方でやるべきかということについて私見を述べさせていただきます。

財政支出の中で量的にかなり大きい分野、それから今後拡大するであろう分野、量的に大きい分野は公共投資がございまして、それから社会保障、この二つがやはり私は大きいものだと思います。

公共投資というものについてどう考えるかというのとはなかなか議論が分かれると思いますが、私の率直な印象は、ここ数年間ほとんど公共投資を増加させてきたことが、それほど効果があったとは思えないというところがありまして、やはり公共投資について再検討すべき時期が来たという気がいたします。

それから、社会保障については、先ほど来申し上げておりますが、何と云っても高齢化社会を迎えて、今の制度を維持していてもそのまま財政支出のふえる部分が相当あるということには間違いありません。したがって、財政構造改革という場合の構造の一つは社会保障制度、いろいろなものがございますが、そういうものの制度自身をかなり変えていく必要がある。私自身、今個人的に年金審議会というところに属しておりますが、今議論が始まったところですが、相当根本に立ち返って公的年金をどうするか考えていく必要があると思います。

単純に申し上げれば、例えば今の若いサラリーマンの方々が公的年金に入ることによって将来に

れぐら給付が受けられるか、計算をすると必ずしも余り有利でない、そういう状況があります。ですから、問題は相当深刻な状況が予想されるわけですから、そういうところをどういふふうに変えて、要するに私の基本的な立場は、多少レベルが下がることは確かであっても、レベルは下がりますが、しかしそれは確実に保障できるといふことを約束できる形にする必要があると思っております。

それであれば、政府がやってくれることはこれまでですということがはっきりしていれば、それ以外の部分は自己努力といえますが、自分である程度頑張ろうという形で、そこがところが何か今はやっとしていっているところがありまして、多分そういう点が一番重要なポイントじゃないかと思っております。

○参考人(田尻剛夫君) まず基本的に、我が国経済の潜在成長率が三%とかあるいは四%弱と言われるところまで鈍ってまいっているわけでございます。そして、この中長期的な条件から考えますと、昭和の時代に私どもがなれ切っておりまして、昭和の時代が何でも面倒を見てくれるという考えから脱却しなければならぬ。つまり、これから安定成長の時代、低成長の時代がむしろ正常な時代でございます。その時代への調整をするためにはいろいろな仕組みを変更するための負担というものは国民のすべてが負担しなければならぬ、だからだけではないかと存じます。それがまず第一でございます。

それから第二は、現在、構造改革を一生懸命やり、市場経済化を進めていくことが日本経済に再び活力を取り戻す方法なんだということ、これについては疑問のないところであろうかと思っております。

同じようなことを志向いたしました例えは一九八〇年代の英国を振り返ってみますと、私は、一九七七年から二年間労働党政権の末期と、七九年から八二年までのサッチャー政権の最初の三年間を現地で体験いたしました。政策路線が百八十度

転換して市場経済化に急激に進んでいったわけですが、当時の英国社会は極めて厳しい状況に国民のすべてが置かれたわけでございます。

例えば、学校給食におきましては、ミルクが一本ずつ子供たちに配られていたのが、サッチャー政権になりましたらなくなりました。彼女は、サッチャーではなくてミルクスナッチャーだ、ミルクを奪った女なんだというふうな声が上がりました。さらには、職場がどんどんなくなってまいりました。二けたの失業率が当たり前の時代になりました。ついには職場を奪った女だというふうな国民の不満が高まったわけでございます。このような状況の中で、所得格差はどんどん開き、人種対立が激しくなり、英国社会は極めてとげとげしい状況に追い込まれていったわけでありまして。

しかしながら、その当時の状況を考えますと、現在の我が国の経済社会の状況というのは、この程度で悲鳴を上げるんだとしたら市場経済化を最初から目指さない方がよかつたのではないかと、私は率直にそのように感じるわけでございます。

少しつまらぬことを申し上げるようでありますが、たかがと申しますとしかられませんが、サッカークの試合を見るために一万人とも二万人とも言われる人間が十数万円のお金を使つて南の国までお出でいける国でございます。こういう現実を見ておられますと、この程度のことでも中長期的な政策路線を右にとるか左にとるかという議論をするところ自身が私は理解できないわけでありまして。

サッチャー政権は十二年間国民のこううたる非難、反発の中でもその中期的な路線を絶対に変えようとはしなかつたわけでありまして。大英帝国は二度死ぬかと言われた厳しい状況の中から見事に英国経済はよみがえつたわけでございます。我が国はそこまで追い詰められた末での政策転換ではございません。余裕を持つた上での転換でございます。一つの枠の中でのいろいろな工夫の余地があり、そのようなとげとげしい社会になるのを少し

でも和らげるための方策はまだまだ残されておるわけでございます。したがって、中長期的な路線をここで変えることがあつてはならないと存じます。

先ほど申し上げましたように、大き過ぎる政府の部分を削れば小さ過ぎる政府の部分に十分回せる財源は出てくるはずでございます。

○亀谷博昭君 大変貴重なお話を伺いまして、ありがとうございます。もう少し伺いたいこともあるんですが、時間が限られておりますので、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思っております。

次に、国と地方とのかかりについて、これは貝塚先生に二点ほどお伺いをさせていただきたいと思ひます。

地方も国と同じように大変厳しい財政状況にございます。こうした中で、今回の構造改革法案では、地方団体が三千三百ある、その団体の自主性あるいはまた地方分権の推進というようなものに視点を置きつつも、地財計画上の地方単独事業費の抑制あるいは地方公共団体における歳出の抑制を促す措置を講ずる、こういうことにされております。十年度の地財計画につきましても、国が一般歳出を抑制していくわけでありまして、したがって地方の一般歳出も抑制されるということになってくるわけでありまして、

しかし、現実には、地方の歳入は三分の二が地方交付税あるいは補助金等で構成されているわけでありまして、こういう状況の中では特例的な公債発行というものを考えざるを得なくなってくるという懸念もあります。そうであるとなれば、地方への負担の転嫁ということにもつながってくるわけでありまして、そういうことは当然避けなければならぬわけでありまして、

そうした中で、六月十七日、「財政構造改革のための法律案について 閣議報告」というのがございまして、ここでも「地方公共団体は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、国に準じ、財政構造改革に努め、財政の自主的かつ自立

的な健全化を図るものとする。」と、こういうことになっていくわけでありまして、

それで、第一点であります。こうした財政構造改革を進める中で地方の財政健全化をどう図っていくかということについてひとつ御所見を伺わせていただきたいと思います。

もう一つは、貝塚先生の地方分権に関する論文をちょっと見せていただいたんですが、その中に、「地方分権化は、財政上と行政上に分けて考えるのが議論の整理のためには必要である。」、こういう部分がございました。

このたびの国のこうした動きは、まさに中央から地方へという権限移譲を中心に、先生のおっしゃる行政的な側面から語られてきた地方分権、それに財政上の議論を加えることになっていくのではないかと、こう思うわけでありまして。支出対象が限定されていない地方交付税交付金、あるいはまたさきにいふゆるひもつきの補助金、あるいは委託金、あるいは起債の許可の制限、あるいは自主財源をどこに求めるかという財政上の問題もござい

ます。これを機会に、地方の財政上の分権化が議論されなければならないと思うわけでありまして、トータルな意味での実質的な地方分権を進める上で、地方の財源確保はどのような仕組みで求められるべきものなのか、あるいは地方自主財源というものはどのように考えられていくべきなのか、二点目、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○参考人(貝塚啓明君) 地方財政というのは私の本当の専門ではありませんというのはおかしいんですが、地方財政というのは非常に複雑でして、私もかなり勉強はいたしました。

今おっしゃった第一の問題は、地方の財政の赤字をどういうふうにか減らすか。アメリカの場合でしたら、例えばニューヨーク市は昔ほとんど破産しそうになりました。ということは、ニューヨーク市が自分の地方債を出して、それがマーケットで受け入れられなければ調達ができないという状

況で、これはある意味では非常にびっくりしているんですが、日本のケースはそこが非常に、ここに自治省のOBの方もおられるかもしれないんですが、複雑になっておりまして、要するに中央がある程度財源を保障するという形になっておられます。しかも、地方債も保証をつけるのかです。

ですから、相当国が関与して地方の財源は結果的には保障されているところがありまして、そうなるにつれて、これは地方分権の話と関係いたしますが、地方自治体が自分で歳出のカットをするということのインセンティブといえます。か、動機づけが弱いところがある重要なファクターであります。もちろん、後の方で御質問になりました地方交付税とかそういうものは必要であります。

これは、現在どこの国でも地域間の所得の格差というのはありまして、ある意味で財源の乏しい地方公共団体があることは確かです。それを放置することができないことは確かです。ですから、全体でプーリングして再配分する制度はどうしても必要であります。それが割とドライに行われている限りはいんですが、どうしても日本の場合には、国がある程度地方の財源に責任を持つという感じになっている。ですから、その部分が、多分本当は、もしドライに割り切れば、そこはもう断ち切るとすれば自己努力をするということになるんですが。

ですから、全体として地方自治体の赤字の問題、やっぱり今の状況では、基本的にどうしても国ベースである程度抑えて、補助金を抑え、それから交付税をどうするとかいろいろありますが、そういう形でやらざるを得ない。

元来は、もともと地方自治体の方が自主的にやっていた。もちろん個別の地方自治体は随分千差万別であります。非常に行政的に努力されている自治体もあります。いろいろありますから簡単に一概には申し上げられませんが、そういう財政システム上の問題が基本的にあって、地方分権ということとは、ある段階で言えば地方はそれなり

に自分の財政赤字に責任を持つところですが、日本はそこがあまりいいになっていないところ、どうも複雑といえますか問題がやっぱりつきりしない。

したがって、その結果何が発生しているかというのがある程度御存じのこと、私もそれほど細かい点は知りませんが、国の行財政改革に比べて地方自治体はどうしても、国の方が住民のニーズに合ったものをやっているというのか、それはそのとおりですが、しかし、そこで努力すべき点はやや足りないんじゃないかという印象があつて、ここはどうしても国の問題が中心になります。地方財政は基本的に国の歳出の、全体の政府の歳出を直接担当しているところ、例えば三分の二ぐらいの非常に大きなもので、そのところを何かいい工夫をして、ちよつと今私、どういうシステムがいいのか……。

ですから、やはり地方財政の方のスリム化もやる必要があるというのが私の基本的な意見でございます。

○亀谷博昭君 国とともに地方財政のスリム化というのは当然必要なことでありますけれども、とかく地方分権というのはいわゆる行政上の仕組みの話になりがちでありまして、財源が伴わない地方分権はあり得ないということは言われながら、なかなかそこに踏み込めない。そういう意味では、今回のこういう状況を踏まえての地方の財源のあり方というのは大きなテーマであろうと思ひますので、今後とも御指導いただきたいと思います。

次に、財政投融資についてちよつとお伺いをいたします。

財投の原資になります郵便貯金と年金資金、この大蔵省資金運用部への預託を廃止するという方向が打ち出されてきつております。それに伴ひまして、新たな資金調達方法としてのいわゆる財投債、財投債の発行という考え方があつて、この預託廃止あるいはまた財投債、財投債の発行というものを考えていく場合に、その出口とし

ての特殊法人の整理合理化などの見直しというものが当然前提になるだろうとは思いますが、それを進めながらということでは、まず財投を改革していくという中で、預託廃止ということを進めるとした場合に、この財投債と財投機関債をどう考えていくべきかということが一つ大きな課題になっていくわけであります。

これは申し上げるまでもなく、財投機関債は財投機関の資金調達にコスト意識を持たせたいということができる反面で、利益志向が強くなってしまうと、また市場動向、市場原理の中でどう受け入れられるかという問題もあるわけであります。また、一方の財投債は第二の国債になるのではないかと、いろいろな言い方もなされておりましたが、いずれの方法にも一長一短があるように思うわけであります。

現行の預託制度を廃止するした場合に、財投制度における今後の資金調達、財投制度といいますが、現在すべてをなくすというわけにはいかないわけでありまして、当面の新たな資金調達方法としての望ましいあり方というものについて、貝塚先生と田尻先生に御意見を伺いたいと思います。

○参考人(貝塚啓明君) ただいまの御質問は、実を言いますと、大蔵省に理財局という局がありまして、その資金運用審議会というところで、大蔵省の報告書はもとよりありますが、簡単に申し上げますと、財投制度を廃止しろという、制と改革論者がたくさんおられる委員会、大蔵省にぎやかな委員会というのか、そう言うところから来るんですが、大変活発に議論をされております。

そこである程度議論しておりますが、私の基本的な認識としては、財政投融資の制度は元来もう少し早く、例えば五年前ぐらいにいろいろ変えるべき点を考えるべきだった。それが時間がおくれている、今の段階へ来てやろうとする相当大変なことになってきた。要するに、戦後、第二次世界大戦後の高度成長期にうまく合っていた部分が、だんだん安定成長期に入って、民間との競争とかい

ろんな問題が出てきて、相当おくれがある。それを今直さなくちゃいかぬという状況に来て、相当な改革が必要な段階に来たということは、そのとおりです。その点はもう大体かなり世の中の方も皆さんそういうものと考えておられると思うんです。

それから先が預託制度を廃止するということになりまして、大分先の、例えば十年、二十年先のことを考えるという先の話をかなり私はおぼろげにしておりますが、その経過的なところは、当然のことですが、現在財投で運用しているものはみんな長い期間運用していきまして、毎年毎年の資金が必要ですから、それはもう必ずやある意味で今の預託にかわるほど同じようなものがないというまじくやっていけないということでは確かです、一つはそのためにも財投債を出すということではございます。

それから財投機関債は、これは非常に複雑ですが、一つの考え方は、特殊法人をなるべくやめた方がいいという。いろいろなタイプのものがあるわけですが、余り現在の世の中のニーズに合っていないものは廃止した方がいいというのはいまは皆さんに行財政改革の中心なテーマですが、しかし特殊法人それ自身をやめなさいということとは今お金を貸している側からは言えないわけであって、それに代わる手段として財投機関債がうまく出せない機関は、実を言いますと、やっぱり単純に言えばマーケットでは存立しにくい。したがって、そこは何かの意味で改革が必要なんです。しかし、つなぎの間ももう少しいいかなというのであれば政府が保証します。だけれども、グレードにいろいろ差があります。非常に千差万別ないろいろな財投機関がございまして、そこはやっぱりある程度ふるいにかけていく必要があつて、そのときの手段として実を言いますと、考えています。

それから、資金運用部自身は廃止しますというかなり強硬な意見も全くないわけでもありませんが、現在の段階では、非常にわかりやすく申し上げますと、政府機関というものはたくさんありまして、そのお金はどこかに余りがあつたらどこか預け

るところが必要で、それは資金運用部です。郵貯とか簡保とかそういうのは一応別です。それからさらに、いろいろ現在の段階である程度やるべき仕事は、当然必要な仕事は残り残っております。例えばODAとかそういうものは必ず必要で、例えようし、それから日本社会が変わっていく間でも、例えば林業なんかどうするかということも相当これから重要ですが、いろいろなやり方がありますけれども、そういう部分はかなりありまして、そのつなぎの部分をどうしてもある部分はやっていく必要があるし、それは財投債として資金運用部は発行するということになります。

それから、もう一つだけつけ加えますと、もし仮に郵便貯金、今郵便貯金さんもそれから厚生省の厚生年金さん、自主運用するというふうに一応宣言を出されまして、それは結構なんです。結構なんです。しかしそれを運用するときに何に運用するの。非常に大きな資金を持つている人が一体どういうものにお金を運用するか。対象が今余り国債でもそんなにたくさんないんです。実を言いますと、ですから、そうであれば今のところはど

うしても第二国債的な要素を持つものに運用、安全確実な、安全確実でないといふと大変です。で、そういうところで経過的には相当そういう意味で財投債が必要になるというふうには考えております。

○奥谷博昭君 済みません、田尻先生、ちょっと時間がここで超過してしまいましたので、また別な機会に御指導いただきしたいと思います。

○寺澤芳男君 平成会の寺澤芳男です。いろいろ御質問をさせていただいたので、ひとつよろしくお願いをいたします。

（理事高木正明君退席、委員長着席）
財政構造改革法案を当委員会では審議いたしておるわけですが、その周辺にありまして日本の経済構造改革あるいは行政改革等々さまざまな問題についても我々審議をしているわけでありま

す。その中で私が特に強い関心を持っておりますのが金融の日本版ビッグバンでございまして、特に田尻先生がその方面ではいろいろの実験もロンドンでされておりますし、そういう面でも田尻先生に二、三お伺いしたいわけなんです。

先生が冒頭おっしゃいました市場経済万能主義というものは排さなければいけない。要するに、政府が自分が間違っていることをマーケットのせいにしてはならないんだというふうな御意見。にもかかわらず、大きな政府ではなくほどよい政府の、私もし理解が間違っていたら訂正していただきたいんですが、一つのディシプリンという規制というものが市場の規制に任せているとちよつと当てにならないから、絶対的な水準というものをどこかに置かなければいけない。その辺がちよつとよく理解できなかったんです。

市場経済万能主義を排するか、そうかといって管理市場主義に移行するわけでもなくて、要するに市場経済と管理経済というものが両極端に仮にあったとすると、田尻先生、何かその真ん中の、要するにアメリカ的な市場経済、弱肉強食のありうするまじい市場経済はいかがなものか、さりとて日本の管理された計画経済に限りなく近い資本主義社会というのはいかなるものか、真ん中に何かがあるというお考えなのでございまいしうか。

○参考人(田尻剛夫君) 真ん中かどうかちよつとわからないんですが、寺澤先生おっしゃいますアングロサクソン型の荒々しい資本主義あるいはレスフェール型の資本主義というものが市場経済万能主義だ、それが市場経済化なんだということでありましたならば、私は賛成できないという立場でございまして。

今、欧米社会の行き方として幾つかございまして、今のような英米型の資本主義の行き方に對しまして、ドイツを中心とする国々はこれはライン型資本主義と申しましてかなり秩序を重視いたしまして、分配の面にも配慮しながらやっていくという、ある程度政府の調整ということも、まあ建

設計の介入と申しますか、そういったこともある程度認めるといふ考え方をとっておる国々があるわけでございます。

いずれにいたしましても、管理型経済と市場経済型のどちらか、政府がやるのか市場がやるのかということではなくて、私は政府も市場の中の一員だと思ひますし、それから政府自身がある問題を担当してやることに對して常に市場の方がライバルとして登場してくる、政府と市場の間に競争関係、緊張関係があるということが望ましいのではないかと考えております。これは、最近の郵便貯金制度あるいは年金制度等を考えまして、公的な制度は要らないんだ、民間でできることは民間に任せるんだという考え方にはくみしないわけでありませう。

公的の制度と民間の制度とが競合しながらその間に緊張状態が常にあるという状態、そのことが日本にとるべき道ではないかというふうに考えております。

○寺澤芳男君 貝塚先生にも同じようなことをお伺ひしてよろしうございませうか。

○参考人(貝塚啓明君) 今の御質問は、かなり日本は今の世界経済の中で、金融の世界は残念ながらアングロサクソンが完全にヘゲモニーを握って、しかも、例えば東京金融市場とかニューヨークとかロンドン、これはもう完全にアングロサクソンのルールで、日本は結局そこはもうそうせざるを得ないというふうに私は思っております。国際的なスタンダードとしてはどうしてもアメリカ・イギリス型になる。そうすると、結局その部分はやはり英米型であらうと思ひます。

あとはいろいろな考え方があつて、例えば社会保障とかそういうものをどうするかというのは、ミセス・サッチャーみたいな物すごい勢いで社会保障を切り詰めるというか、理念的に社会保障を相当攻撃するというのは、私は日本ではそういう考え方はかなり無理じゃないかと。もちろん社会保障はスリムにする必要はあります。

ですから、例えば社会保障はどう考えるかという

うことについて日本は、ヨーロッパ大陸のドイツとかフランスとかイタリアとかというところとアメリカ、イギリスのちよつど真ん中ぐらいのところにいて、ですからその辺の選択は、日本はやや中間の道を行くのではないかと、その方が多分これからいいんじゃないかという気がいたします。

したがって、分野分野によつて日本のとる道はかなり違つてきて、国固有のそれぞれの制度がうまくとれる部分については、社会保障制度なんといふのはまさにそういうものだと思ひますが、日本独自のやり方がある程度ありますが、やはり金融の世界はインタナショナルという感じがしないかというふうに思ひます。

○寺澤芳男君 ありがとうございます。

先日、橋本総理に同じような質問をいたしました。が、結局欧米型の弱肉強食、優勝劣敗の社会に對して、我々は適切なセーフティーネットを用意する必要があるということ、橋本総理は強調しておられました。田尻先生のお考えを正確に理解したとするならば、政府と民間というのには縦の関係なんじゃないかと、市場経済という中で、そのようなやりとりとして政府もあれば民間もある、そのような理解をしてよろしうございませうか。

○参考人(田尻嗣夫君) 私は、官があつて民があるんだとか、あるいは官は市場の外にあるんだというこれまでの考え方はもう変えるべきだと。官も市場経済を無視しては政策効果を上げることは不可能な時代が来たわけでございます。したがひまして、今、寺澤先生がおっしゃいましたように、縦の関係ではなく市場経済のプレーヤーとしての規律も持ちながら、そこに政府の責任として取り組むべきセーフティーネットと申しますか、社会的な歯どめというものを講じていく、市場の失敗を補正し補完していく役割というのは、これから市場経済化が進めば進むほど大きくなるというふうに考えております。

○寺澤芳男君 市場経済への移行ということも含めまして、これは田尻先生がほかの雑誌でも指摘されているわけですが、日本全体の体質を変え

るような、例えば十五世紀のルネサンスとか十八世紀後半の産業革命と匹敵できるぐらいの大変な革命であるというようなとらえ方をされているわけですね。

私としては、その中にどうしても日本的な、非常に官が民を指導してきたような社会、これはちよつと欧米には、発展途上国にはその例がたぐさんあるような気がするんですが、先進国にはなかなか見られない。

例えば大蔵省からの天下りで、これは銀行をちよつと調べてみただけですが、百十七行の役員総数二千五百七十五人で、このうちの百九十五人が大蔵省あるいは日銀からの天下りである。こういう体質という感じが、官優先型の社会からこれほど変わるといふ感じがビッグバンを通してだんだん変わるといふ感じがするんですが、日本全体が変革していくようなところまで進んだ方がいゝのではないかと思ひます。それから何年かかかましても完全に今の状態から脱皮した新しいシステムと申しましうか、そういうものをやはり田尻先生もお考えになつておられるわけですか。

○参考人(田尻嗣夫君) 先生のお話、私もかなり同感する部分が多いわけでございます。今私どもが共通の宿題として抱えております問題は、マーケットが一体国家にとこまで取つてかわれるんだらうかというところ、これが先進国共通の政治的な命題ではないかと思ひます。

しかしながら、八〇年代に欧米社会が経験いたしましたような市場主義というものの對しては国民の方からいろいろ疑問や反発が欧米社会で出ておることも事実でございます。アメリカにおきまして一九九二年に共和党が十二年間の政権を失いました。あるいは最近、英国、フランスで左の政党と言われたところが政権の座に返り咲いたわけでございます。このような流れを見ておきますと、そこには国民の間に市場経済疲れと申しますか、そのような雰囲気がかかなり強まってきたように思ひます。

しかしながら、一方でグローバリゼーションの中で、さてどのように国民の、国家として国内的な要求にこたえていくかというところが非常に大きな問題になつてきておるわけでございます。そういう意味では先進国共通に外なる敵、共産主義とか全体主義はなくなりましてたけれども、内なる敵と申しますか、資本主義の持つておりますいろいろな面を現実的にどう修正していくかというところがこれから課題ではないかと考えます。

○寺澤芳男君 ありがとうございます。

次に、公的資金の導入と金融システムというところで、余り時間がないんですが、先生方の御意見をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

月曜日のフライング・タイムズに、東南アジアの成長の減速とは異なつて日本の金融システム不安は世界経済の大きな痛手となつて、つまり日本が現在保有する一兆三千億ドルもの外国株式、外国公債を売り出せば世界経済は非常に危険な状態になるといふ、要するに日本の、もちろん機関投資家を初めとして持つております世界の債券、株式、これが売りに出るのはないか。

この辺の懸念というのはアメリカにはずっとあるわけでありまして、今、日本を訪問中のサマーズ財務副長官が非常に日本の金融システムへの不安を、もちろん内政干渉になりますから直接的には何も言えない状態ではあります。示唆しているし、そこに対する公的資金の導入というのを一種の示唆をしているような新聞記事をけざ目にしたわけですね。

御案内のように、ことしの六月の末に橋本総理大臣がコロンビア大学に呼ばれて図書館のホールでランチをした際に、日本が持つてくるアメリカの財務省証券を売りたいという欲望、誘惑に駆られたこともあるというだけでニューヨークの株式市場が大暴落をした記憶はまだ新しいのであります。日本の金融不安というものを、これに對して私自身は公的資金を導入すべきであるという考えを持つておりますが、まず貝塚先生、一言。

○参考人(貝塚啓明君) 今の寺澤議員の御意見に全く私は賛成であります。公的資金は導入しないとうにもならない。ここに、後ろの方に大蔵省の方がおられて言いくいんですが、西村銀行局長がかつて国会で、要するに住専問題のときに二度と公的資金を入れませんかという公約をされまして。しかし、これは長い目で見るとえらく大蔵省を拘束しておりまして、私は、今できないとすれば、やはり議員の皆さんが議員立法で、日本の金融システムに万やむを得ない状況ですの公的資金を入れるという提案を国会で通過させていただかないと日本の状況は相当憂慮すべき状況だと思ひます。

○寺澤芳男君 ありがとうございます。

田尻先生、一言。

○参考人(田尻嗣夫君) 一般論といたしましては、公的資金の導入を私も否定するものではございませんし、昨年住専問題で六千八百五十億円の問題が政治的な議論になりましたときにも、私は緊急避難としてそれを受け入れざるを得ないというふうにな主張したものでございます。しかしながら、現在の局面におきまして直ちに公的資金が必要かどうかということになってまいりますと、まだいろいろその前に解決すべき、あるいは取り組むべき課題が多いように思ひます。

それから、公的資金というふうな今の御質問でございますが、それは何を意味するの。公的資金と申しましても、一般会計からの資金あるいは財政からの資金あるいは中央銀行、日本銀行の資金と、大きく分けますと三つあるわけでございます。ところが、現在、この一般会計の方はいろいろな国会の御審議を必要とするということから、中央銀行の資金がなし崩し的に出続けておるわけでございます。したがって、このような状況は絶対好ましくない。つまり、中央銀行の資金を使うくらいなら税金を使うべきだというふうに考えますので、そういう意味では直ちに公的資金をお使いになつてもこれはいたし方がないと思ひま

す。

しかしながら、公的資金を使うということにはそれなりのやはり前提がございます。アメリカにおきましてもこの公的資金を使うにつきましましてはいろいろな条件をつけた。いろいろな制度をつくらせて投入したわけでございます。今公的資金が必要だということにおっしゃる方々、あるいはそういうことの提案について読みまして、その前提となる環境整備がほとんど論じられていないというところに非常に疑問を感じるわけでございます。

○寺澤芳男君 本当にどうもありがとうございます。

これで質問を終わります。(拍手)

○伊藤基隆君 民主党・新緑風会の伊藤でございます。きょうは先生方には大変御苦勞さまでございます。

私に与えられました時間は往復で十五分でございますので、短い時間の中でございすが、主として田尻先生にお伺いしたいと思ひます。

先ほど、田尻先生の御発言の中で、財政構造改革を進める上では重要なのは政策上のコントロールだというお話が出てまいりまして、私も先般、総括質問の中で、総理にそのような言葉で申し上げたところがございます。すべからず削減ということでございますが、それは全部なくなるということではなくて、どこに政策上の優先順位を置くかというこの選択によってこの構造改革は進むんじゃないかということをお願いしたところでございます。

さて、私が今回のこの委員会で一貫して主張しておりますのが金融システムと財政構造改革の関係でございます。今日の財政危機をもたらした原因は、もちろん複合的なものでございすが、大きく二つあるんじゃないか、常識的な話でございます。

一つは、財政運営構造の問題じゃないか。公共投資を中心とした財政運営構造上の問題が大き

い。これは歳出に特にかかわることかと思ひますし、歴代政権に責任があるというふうにきちんともう一つは、金融システムの危機的な状況でございます。パブルの崩壊によって、当初八千億円という不良債権、今三千二百億円でしょうか、という状況がずっと起こつてまいりました。これは歳入にかかわる問題ではないか。すなわち、金融政策の政策上の失敗というものが起因している。

特に、バブルを発生する経過というのは、アメリカからの対外圧力の中での公定歩合の引き下げ、金融緩和ということが発生した要因になっているわけで、見えない神の手にゆだねられたものでは、ないかというふうには思ひます。

また、これは、大蔵省と民間金融機関、なかなか都市銀行の責任は大きいんじゃないかというふうには思ひます。

財政運営上の問題は、もちろんこの政策の優先順位によって予算編成をすることなんだというふうな考えでございまして、これは後々の総理に対する質問の中でやろうと思ひますけれども、それとて、金融危機から金融破綻という事態に至れば財政基盤そのものが瓦解するということかからすれば、財政構造ないしは経済構造上の政策の第一順位は金融システムを健全化させること。特に民間金融システムまたは公的金融システム、これらをお互いに緊張関係を持った状態に政策的に誘導していく必要があるんじゃないかというふうには私に思ひます。

そこで、田尻先生に質問いたしますけれども、先生はかねてから、世界経済は一九六〇年代は数量によって調整してきた。すなわち、市場経済は必ず需給のアンバランスが生まれるので、そのアンバランスをどのように解決するかといった場合、六〇年代は数量によつたと。七〇年代は価格により、八〇年代は金融調整によつたと、一九九〇年代は各国が肥大化した金融経済の合理化と金

融市場の制御に苦闘した時代であつたと。

さて、二十一世紀を迎えるわけでございます。大変世界経済は難問山積の中でございすが、ずばり二十一世紀の世界経済はどのような状況に置かれていくのか、特にその点についてまずお答えいただきたいというふうに思ひます。

○参考人(田尻嗣夫君) 大変この二十一世紀の展望というのは難しいわけでございますけれども、経済的な世界で予見し得る将来ということに限ってお話をさせていただきますと、先生御指摘のよう、一九九〇年代、この世紀末は、二十世紀後半にとつてまいりました経済成長よりかなり多目の通貨を供給することによりまして需要を喚起して経済成長を図るという資本主義の一つの手法があるわけでありすが、それがこの金融経済の肥大化を招きまして、今その調整と申しますか清算を先進国共通に余儀なくされておるわけでございます。

しかしながら、二十一世紀を考えてみますと、先ほど寺澤先生もおっしゃいましたように、地球規模で市場経済化が進んでおります。これはまさに世界史でも珍しい爆発的な需要と供給の拡大でございます。同時に、アジアを中心とした新しい成長を遂げております国々を中心に富の増大ということが大変進んでおるわけでございます。そういう意味では新しい時代は金融経済の問題が非常に大きな焦点になるかと思ひます。

イギリスのある経済学者は、二十一世紀においては国際的な関係の安定も重要だが、それ以上に各国における金融システムの安定がより重要な問題になるだろうと申しております。そういう意味で金融システムの安定ということが国民的な課題であらうかと思ひます。

○伊藤基隆君 貝塚先生にお尋ね申し上げますが、先ほど財政の問題が話題になつておりました。私は、郵便局の労働組合、全通の出身でございますから郵便貯金には非常にかかわつてきたわけでございますが、世界の中で日本の郵便貯金に

匹敵する力を持つておるのは、ドイツのシュパー
ルカッセ、自治体銀行というものがございます。

これはドイツを旅しているとあらゆるところでその店舗が目につくという広い力を持ったところでございますが、それがブendesバンクという中でございまして、地方自治の国ですから、中央統制機関に集約されて、地方自治の国ですから、地方自治を確かなものにするための自治体融資というものを国内で行っています。ドイツはグローバルな世界での金融戦争をやりながら、国内においては確固たるそういうシステムを持つておるということを私はかねがね見ておりまして、日本の郵便貯金の機能というものに匹敵する、さらにそれ以上の力があるんじゃないかというふうに思っています。

金融のグローバル化が起こったときには、例えばビッグバンを契機にそのことへ突入していくわけですが、そのときに国内的な資金のプールというものとの国内的な金融システムによる国内資金の流通を守るといふ視点は必要なのではないかといふふうに私は思うわけでございますが、さらには、それがローリス・ローリターンであつても一般庶民の貯蓄意欲と貯蓄を保護するという視点からもあるいは重要なんじゃないかなと思つておりますが、先生ののお考えはいかがでしようか。

○参考人(貝塚啓明君) 特にビッグバンというのは、どういうものかと。私の理解は、ビッグバンというのは、単純に申せば大口の取引を東京市場で非常に効率的にやるためにそういう場を整えたと。ですから、ビッグバンは主として日本の例えと。ば都銀とかそういう大きな銀行あるいは外資系の金融機関の活躍する場で、そういう場と小口の、例えば銀行さんでも第二地銀さんとか信用組合とか信用金庫とか今おっしゃいました郵便局、そまいうものの活躍の場は基本的には少し違って、小口の金融はもともとの日本のそれぞれの地域の金融が受け持つべきであるというふうに私は思います。

それから、郵便局については、私は基本的に日本の郵便貯金というのは、正直を言いますと、こ

ここに銀行の方がおられるかもしれないですが、銀行がはやばやしているから郵便局^がということとですね。ですから銀行というのは、ある意味で原則論として民業は非常に重要だというのは私はわかるんです。

例えに、ちよつと脱線して恐縮ですが、私昔東京大学の経済学部におりまして、みんな卒業生がほとんど金融機関に就職するわけですね。なぜかという、給料が猛烈に高いわけですから、金融機関の仕事というのはいくらでもしろくなくない、余り行くなと言ったんですが、ますます言え言うほど金融機関に就職する人がふえつた。だけれども、今となつては金融機関というのは相当問題を抱えている。ですから、日本の金融機関というのは、やはり私は正直言つて、基本的にかなり問題があつたということはそうでしょう。し、そのツケがまさに回つてきた。

郵便貯金さんは官業としては、官業というのは普通ちょつとイメージとしては大体余り仕事をしないというイメージなんですが、それは非常に濃いまして、物すごく仕事をやる。単純に言えばいいから、日本郵便局というの今の世の中です。非常にある意味ではおもしろい存在で、私は基本的に民業は優先すべきだと思いますが、個別具体的に民業は優先すべきかというところは、実際考えてみると、ちょつと脱線して申しわけありませんが、郵便局を少し形態を変えて、例えば広島何とか会社というふうに変えたとしても、

そのときに一番困るのは、昔、大蔵省のOBの橋口さんが地方銀行協会をやっておられて、郵便局の民営化反対と言われたのはなぜかというところ、もしかすると、広島銀行の競争相手としては強過ぎて困る。ですから、日本の場合、その辺を踏まえて、そこところはよく考えると、どういふふうな事を運ぶかというのはかなり難しい問題だと思っております。

ちょつと話が少しそれましたが、そういうこと

です。

○伊藤基隆君　再び田尻先生にお尋ねします。

ただいまの貝塚先生のお話とも関連しまして、先ほど田尻先生のおっしゃった今後の変化ということの予測の中で、公的金融の新たな使命というものがあるだろうというふうに思いますし、こういう絶対的な金融自由化時代の到来の中で、政府の役割ということと公的金融の関係ということも確立されなきゃならないというふうに考えます。

が、その辺に対する御見解をお願いします。

○参考人(田尻嗣夫君)　予見し得る将来ということとで考えてみますと、金融経済の面では大変厳しい状況になろうかと思えます。

確かに、日本国におきましてはも千二百兆円の借金、人金融資資産がございますけれども、今後十年間を考えますとさらに五百兆円近く上積みされる見通しでございます。世界経済におきましてはその富の創造というのがこの二十世紀に例のなかったようなペースで膨れ上がっております。

したが、いまして、そういう意味では大變明るい材料だと言えるわけですが、市場經濟化の中で起きてまいります問題は、持てる者と持たざる者との格差が大きく拡大していく、それが金融經濟によつてさらに加速されていくという問題が我々の一番当面する問題ではないかと思ひます。

既に八〇年代以降、欧米社会におきましては、賃金格差の拡大、つまり市場経済化が進んだ国ほど賃金格差が拡大しておるわけでありまして、それが所得格差の拡大あるいは社会的機会の拡大ということとどんどん入っていつておるわけでございます。

さらに、生涯の設計ということを考えてみますと、年金にいたしましてもこれからは確定拠出型ということで、市場に依存した人生設計ということとを余儀なくされていくわけでございます。

にたくさんお金があふれ返ってまいるわけでございますけれども、回るべきところにお金が回らないという問題は現在の日本の経済社会でも起きておることでございます。あるいは質的には、金金の貸出先との関係におきまして、あるいは預金の受け入れにおきまして金融機関にとって歓迎されざるお客は排除するという、私はこれを金融排除のメカニズムと呼んでおりますけれども、それが商品開発なり店舗戦略なりあるいは新しい金融ハイテクなりいろんな分野で進みつつあるのが欧米社会の現状でございます。

したがいます。民間企業の論理ではない別の論理を持った公的な金融機関の存在というのは、預金とあるいは投融資両サイドで今後も引き続き必要だということに考えております。

○伊藤藤隆君 どうもありがとうございます。
○赤桐操君 参考人の先生方には、本日は御多忙の中、まことにありがとうございます。私は社
会民主党の赤桐でございます。どうぞよろしくお
願い申し上げます。

きようは財投問題が大部分出ておりまして、既にいろいろとお話をちやうだいいたしておるところでございますが、學者先生方の中では財投はもはや必要ないんじゃないか、こういう意見を出されておる方々もいらつしやいますが、田尻先生、目塚先生には財投は必要であるというふうにお考えではないかなと私は思っておりますが、いかがなものでございますか。

○参考人(田尻嗣夫君) 先ほども申し上げましたように、財政投融資システムそのものは存続されるべきだと考えております。

○参考人(貝塚啓明君) 財政投融资は民間でできない非常に長期のお金を貸すという、例えば二十年とか二十五年的お金を貸しておりますで、これは多分民間の金融機関ではできないと思います。

ですから、以前よりは縮小したと思いますが、依然としてやるべき仕事はいろいろあるというふうに思っております。

○赤桐操君 いよいよ年がかわりまするといふ

と、先ほど来お話ししたビッグバンの時代に入ると
思うのであります。そういたしますと、今までは郵便貯金、簡易保険積立金、年金積立金
等が大蔵省に入りまして、財政計画の大きな財源
になっておりましたけれども、こうした状態がや
がてまた変わる時期が来ると思っています。

今回、財政法の審議も行われておりますし、
いろいろシステムの転換が始まるわけでございま
すが、そういうことになると思われ、郵便貯金など
も自主的な運用に入っていくことになりま。こ
の場合に、財政の方の計画が必要で、これはどう
しても遂行しなければならぬということになつ
たときには、金の徴収の仕方はいろいろあると思
いますが、財投債、財投債関債、こういう形にな
るとも言われております。

これはまだ明確に決まっておりますませんが、こ
れもし財投債だけではなく財投債関債の方も並行
してということになりますという選択上の問
題が出てくるように思いますが、こうした資金運
用の面で財投債、財投債関債、これについての御
見解を賜りたいと思います。

○参考人(貝塚啓明君) これは、私先ほども
ちよつとお話ししましたが、今理財局の研究会で
やっております、ほとんどまとまっております
が、基本的には二つを併用するという考え方で
ございます。

併用するというのは、財投債関債、非常にせん
じ詰めて言うと少し話が簡単になり過ぎて、ある
いはちよつと話が極端にいき過ぎるのかもしれない
せんが、最初は財投債関債を出して、しかも
政府保証のないもので出す、それで出せるのなら
ばそれはもう結構です。しかし、それがうまく
いかないといすれば政府保証もつけるか、場合に
よつては財投債で、全部資金運用部で一回調達し
てそこへ貸すというのとはりあえずの発想法であ
ります。ですから、一応併用して、最初は財投債
関債、それも政府保証がついていないケースと政
府保証がついているケース、それから財投債とい
う、そういう順序を踏んでやたらどうかという

のが一応の考え方でございます。

○赤桐操君 そうしますと、これからの運用につ
いては財投債関債、財投債、両建てでいくこと
になる。仮に、財投債関債には政府の保証がないか
らということでは郵便貯金等については余りたくさ
ん出すことはできませんというところから生じた
きには、財投債に恐らく限られることになると思
います。その場合には、したがって、財投債に
限られてくれば、郵貯の運用上からすれば他の運
用にもいろいろと動いていくことになると思
うので、全体の運用が必要でございすから。

そういう場合には、来々、再来年になつてくる
という、逆に今度は財投債の方の金も足らない
から郵貯の方を回してくれ、こうなつていまし
ても、郵貯の方の金がうまく回るかどうかは、こ
れはそのときの市場の状態等もありますからわか
らないんじゃないかという感じがします。特に、
来年あたりからはビッグバンの関係で大銀行それ
ぞれの間では弱肉強食の争いが始まってくる。こ
うなるといふ、これは利潤の高い方へ高い方へ
と、また効率が上がる部門へ部門へと資金の流
入、活用は集中してくるだらうと思ひます。

そういう場合に、一体財投債、財投債関債、特
に財投債が本当に賄える将来展望がでるのかど
うか。今までは全額預託でございましたからそん
な心配は何もなかったと思ひますけれども、こ
からは財投債計画上これは必要だと言われたとき
に賄い切れない場合が来るのではないだろうか。場
合によつてはまた郵貯だつて海外に流出したつて
差し支えないですよ、かたいものであるならば、
そういうことも考えていいんじゃないかなと私は
考えるんですが、こういうことは考えられるのか
考えられないのか、先生の御意見を伺いたいと思
ひます。

○参考人(貝塚啓明君) ただいまの御質問は、公
的な金融機関が運用するときにどうあるべきか。
ですから、非常に単純に言いますと、今のところ
年金も今運用しております、運用しているときに
に失敗したらどうなるか。これは相当大変な話で

して、ですからやつぱり運用の先は限定されるべ
きで、一番わかりやすく言えば、例えば国債と
か、要するに貸し倒れがないとか、そういうもの
に限るべきだらうと思ひます。

多分、厚生年金もそうですが、完全に今の郵便
貯金は貯金者に一〇〇%保証しているわけであ
る。今までは大蔵省理財局が相当いろいろ苦心して、
ちよつと申し上げればやや無理をしてやつてい
て、一生懸命やつてきたわけですが、これからそ
れを自分でやつたときに、一体何に運用するか
というは大変な問題でして、結局国債類似の保証
のついていないものにしか運用できないというこ
とになりあへずはなると思ひます。

したがって、財投債も国債の一種で、それも一
応政府保証がついていっているという、安全な有利な資
産というものはそう考えるほどたくさんないので、
どうしてもそうならざるを得なくて、ですから財
投債が発行できなくなると私は必ずしも思ひませ
ん、財投債に運用したい人は結構たくさん、要
するに、郵便貯金にしてもそれ以外に何に運用し
ますかというときに結構難しいですね、リスク
のあるものに運用しちゃうわけですから。

〔委員長退席、理事高木正明君着席〕

多分御存じでしょうが、年金福祉事業団という
のは融資に失敗しまして、これは大問題なんです
が、年金であるから逆に言うと大変問題であるわ
けですが、昔そういう話がありました、やつぱり
安全、有利ということになると、結局財投債はと
りあへずはかなり有力な対象になるというふう
に思っております。このことでもございす。

○赤桐操君 田尻先生のお考えも承りたいと思ひ
ます。

○参考人(田尻嗣夫君) 先生の御質問は、財政投
融資機関が新たな資金を必要とするときに、入り
口の郵貯なり年金の方から資金がちゃんと入つて
くるような仕組みがマーケットを通じてつくれる
のかと、こういう御質問ではないかと思ひます。

それは、貝塚先生が今お答えになったとおりだ
と思ひますが、もう一つお考えいただきたいの

は、その出口の方の財政投融資機関が既に貸し付
けております債権、これを現金化できれば、新し
い資金をどんどん入り口の方から取り入れる必要
がなくなつてくるわけでありま。ところが、現
在、この債権の流動化という問題が、日本は非常
にマーケットの整備がおくれておるわけでありま
す。したがって、政府の持つております優良
債権をどんどん流動化していく、現金化してい
くためのマーケットをつくるということが非常に重
要じゃないかと思ひます。

それから、先ほど先生御指摘のように、外国に
対しても運用したらどうかというのは、私、全く
賛成でございまして、この二百二十兆円もの巨額
の資金を日本列島の中だけで運用するといふの
は、これは投資戦略からいって最も危険な方法
でございまして、世界の各地に危険分散のために
資産を配分するというのが必要であらうかと思
ひます。

○赤桐操君 ありがとうございます。

いづれにいたしまして、これからの金融の問
題は大変な時代に入るわけでございますが、そこ
で、ちよつとこれは時間がないので簡単に伺ひ
いたしたいと思ひます。

これからは少子・高齢化社会に入つてまいりま
す。そうなつてまいりますという、今までは、
例えば公債などにつきますと、建設公債と
特例公債と二つに分かれておりました、建設公債
の方に若干は偏り過ぎてきた運営ではなかつた
かと思ひます。昭和五十年代におきましては、
これがいいよ具体的な公債発行の段階に入つて
おりますが、それまでは二〇%から二五%ぐら
いが国の経費で賄われておつた、公共投資です。
ところが、その後における最近の状況は、そうい
う状態からほとんど大きくダウンいたしまして、
国の部分が一%程度、あとは挙げて建設国債に頼
らざるを得ない、こういう状況になつてきてい
ると思ひます。

これが続いてまいりますと、建設国債は六十
年ですから、そうすると後世の人たちにこれが大

半ゆだねられてしまうことになるのでありまして、実際の道路にいたしまして、あるいはその他のいわゆる各種整備されている基盤整備等に用いられる年限等につきましても、六十年というのは今ないんじゃないかと思うんです、二十五年から三十年前後だと思ふんです。むしろ、その二十五年とか三十年程度にこうしたものを繰り上げて、償還の額をもっとふやすように努力していくのがこれから将来のあり方ではないのか。

そういうふうにしていかなければならないんじゃないかというところも一つは考えられるんですが、私も余り深く考えた問題ではないんですが、いろいろなやつてみているうちに最近矛盾を考へるようになりまして、世代間のお互いの争いということにはならないと思ふますけれども、我々現在の人たちが大体大きく享受をしているわけでありまして、後世の人たちにだけかぶせるんじゃないかと、我々もできる限りかぶる、こういう姿勢がそこに必要ではないかと思ふんですが、いかがでございましょうか。両先生にお伺いしたいと思います。

○参考人(貝塚啓明君) ただいまの御質問の趣旨は、多分建設公債の六十年というのは長過ぎるんじゃないかということ、これは確かにございまして、実際問題として普通耐用年数が二十年から三十年ぐらいですから、元来そういう長過ぎるという話はあると思ふ。

それからもう一つは、後代の負担、後代の人が受益をするからという発想法はどうであるかというのには、私は、多分昔ほどそういう議論がだんだん通じなくなるといいますか、今から十年前であれば二十年先、三十年先の受益者です。それからだんだん公共投資が充足されてきてまして、これから先の公共投資というのは大分減じが通ってくる。国土保全とかそういう話はまたいろいろあるんですけれども、だとすると、建設公債の基本的な考え方は、実態とどの程度違ひが出てくるかというところはあるかという感じはします。

しかし、いずれにいたしましても、やっぱり建

設公債は基本的には財政法の話で、公債発行をある程度抑えるということが元来はあったはずでして、そういう役割等を兼ね備えてありまして、そのあたりをどういうふうな今後考えるかはかなり重要な問題であるということは確かだろうと思ふます。

○参考人(田尻嗣夫君) 六十年が長過ぎるかどうかという点につきましては、私は、それが長過ぎるかどうかというよりも、むしろ期間構成を多様化する、六十年のほかにもたくさんあるものを品ぞろえしていくということが、債券市場を拡大させていくための、あるいは海外からも日本の国債を買ってもらえるというふうな状況をつくり出す条件ではないかと思ふます。

ちなみに、現在、日本の債券発行市場におきまして十年を超える債券の発行実績がどれぐらいあるかということもございまして、発行残高は四百九十兆円のうち十年を超えるものというのは一割にも達していないわけでもございまして、そういう意味では、まだ債券市場というのは、ほとんど長期化の方策をいろいろ講じて市場を整備してまいりませんと、先ほど来御議論の財投債とか財投機関債等については調達できる土俵がないということになろうかと思ふます。

○赤桐操君 ありがとうございます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮でございます。きょうは、お三方の参考人の方々、どうも大変に貴重な御意見をありがとうございます。

限られた時間ですけれども、幾つかの問題に絞って伺いたいと思ひますが、まず数島参考人に何点か伺いたいと思ひます。

第一点なんですけれども、九月からの医療保険改悪による受診抑制の問題、治療中断の実態の問題について幾つか伺いたんですが、先ほどのお話の中で、全国的な調査結果に基づく深刻な状況のお話があったと思ふんです。

当委員会の審議でもこの問題、幾つかの質問がございまして、相当の影響があるんではないかという質問が少なからずの委員からも出されまし

て、その中で小泉厚生大臣がこういう答弁をされました。受診抑制というのは端的に言えない、そして、減っているとしたら受診の必要がもともとなかった人が行かなくなったただけだという趣旨の驚くべき答弁をされたんです。

それで、私は、こういう認識だから、九月の改悪にとどまらず、三年連続カット、さらには浪費は温存しながら国民生活のあらゆる分野で予算削減を二十一世紀まで義務づけるようなルールを敷く、かつてない法案が出せるのかなという気持ちを持って聞いたわけでありまして、参考人のこういう政府の認識に対する率直な御感想があればいいだかというのと、医師の側から受診抑制や治療中断ということ、これが具体的にどういう形で起こっているか、どんな深刻な事態をもたらしているか、具体的な事例があればお示しをいただければと思ふんですが、いかがでしょうか。

○参考人(数島千秋君) お手元に資料を差し上げまして、先ほどこれを示しながらお話し申し上げたんですが、もう少し詳しく申し上げますと、小さな字で書いてある側の、中断の模様を医科、歯科それぞれ別に挙げたわけでありまして、

確かに、委員が今おっしゃったように、小泉厚生大臣を初め、受診中断が起きている事実は認めながらも、その中断ないしはまた抑制というんですか、そういう患者さんはほとんどとも治療が必要でなかったという認識に基づいての発言を所々方々でなさっておられるようであります。

しかし、それはあくまでも患者さんに対する冒瀆ではないのかと私は思っております。患者さんが何を好きこのんで不必要な治療を受けるであろうか。そういう認識で厚生行政をつかさどっておられるということに、私はすさまじい驚きを感じたわけでありまして、痛くもない腹を探られるという言葉がございまして、そういう患者さんが一人たりともおろすはずがないというふうに思っております。確かに症状の軽重はあるかもしれないけれども、必要な患者さんが実際に受診し

ておられたということであります。そして現実には、今御指摘のように、九月一日以降、医療機関を訪れる患者さんが全国平均で一〇%から一五%減、現実にごさいます。

ただ、これが向こう二カ月、三カ月にわたって続く状況であるかどうかは、これはたつてみないとわからないんですけれども、これまで幾度かのたび重なる患者負担増のたびごとに一時的な減少が起こり、それが再び盛り返すというふうなことが起こってきたことを思つて一時的な減少であるというふうにおっしゃっていただける向きもございましてけれども、今回はそういう状況ではないのではないかと、御承知のように、受診傾向並びに

そしてまた診療報酬の支払いというものは三カ月後にならないう確定しないという状況がございまして、その時点で初めて患者数、受診件数、そしてまたそのことに伴う診療費、医療費、そういったものが確定するわけでもございまして、正確に申しますと十一月末以降、十二月にならないとわからないという状況がございましてけれども、実際に起こっている事態は単に一時的な見合わせというのにすぎないというふうなことは、あくまでも憶測といひますか、ためにせんがためのお言葉ではないかと思ひます。

というのは、具体的に申しますと、医療機関に最初に今回の引き上げの状況が伝えられたのが八月の下旬ごろでしょうか、そういうことなので、患者さんのほとんどが九月一日からの状況を御存じないままに医療機関を訪れられて、実際そこで起こった負担増には驚きの余り医療機関の方に不信感をぶつけられた、不満をぶつけられた、怒りをぶつけられたというこの報告が全国から来ているわけでもございまして、どうしてこんなに高いんだと、そしていかにもこの医療機関の側がその引き上げられた分が収入増になるのかのように受けておられる方々も多かったせいでしょうか、我々医者に直接、または受付の女性たちに怒りをぶつけるというふうなこともございまして、もう

それで、いろいろなところから減税の問題が出ております。私は新社会党に今所属しておりますけれども、まず消費税の5%アップは相当影響が大きかっただろうと思います。購買力の低下にながったと思うんです。それから、特別減税もやはり続けてほしかったと思うんですけれども、これも切られてしまった。これをやっていたらと思うほど購買力の低下にはならなかっただろうと思うときに、改めてこの際、最低限特別減税は復活を

してもいいんではないだろうか、しばらくの間は。そうしますと、若干でも購買力が高まって、税収も少しはふえてくるだろうと思うわけです。

しかし、だからといって、この財政構造改革、赤字再建を六年間ではとてもできないだろうと思

いますので、この際、思い切って十年でも十二年でもかけて、景気対策をやりながら財政赤字の克服も長期にわたってやっていくというような政策をとつてもいいんではないかなというのが私の考え方なんですけれども、田尻先生と貝塚先生の御意見をいただければありがたいと思います。

○参考人(田尻嗣夫君) 減税の問題につきましては、最初に申し上げましたように、財政構造改革法案の大枠を崩さない範囲での政策減税なりいろいろな社会的な、社会政策上の目的を持った措置というのが十分考え得るんじゃないかと思っております。

それから、じゃその歳入歳出面で景気対策に結びつけていくにはどうしたらいいんだろうかというところでございますが、まず全くお金のからならない方法がございまして。これは規制をおやめになることでございまして。つまり規制は、土地の含み益、株の含み益がなくなった第三の含み益でござい

ます。アメリカの経済の場合には、七〇年代末にGNPの一六％程度が規制のもとで経済活動をいたしておりました。それを約半分に下げることにによりまして、理論的には年間六兆円の新しい需要がどんどんつくられておるわけでございまして。我が国は現在GNPの約四割が政府の厳しい規制のもとで活動をいたしております。この四〇％のウェイトを半分以下に下げていただくことができれば、日本経済の活力というのは相当のばねを持つておりますので期待できると思います。

一つだけ例を挙げさせていただきますと、情報通信の自由化は大変効果があった、これはまさに即効性のある規制緩和でございまして。現在移動体通信は三千万台というふうに言われておりますが、そのうちの一千万台は過去一年間にふえた分

でございまして。この自由化に伴って政府は五十億円程度の財政資金をお使いになった程度だというふうに聞いておりますけれども、税収は年間三千五百億円に上る、二万人の雇用がつくられたというふうなことを伺っております。規制緩和は即効性がないとマーケットは申ししますが、決してそうではないと思います。

それからもう一つは、今世界的に大きな競争がございまして、このデファクトスタンダードと申しますか世界標準を先に押さえた者が全部を取ってしまうという、収獲逡巡の法則ではなくて収獲逡増の法則と言われるような世界がどんどん開けてきておるわけでございまして。しかし、これは相当の政府のバックアップと申しますか環境整備をいたしませんと、日本の中ではそのようなものはないかな育つてこないという現実がございまして。そのようなことにつきましては、この通産省の審議会等いろいろなところで既にさまざまな提言が行われておるわけでございまして、このプロگرامはたくさんございまして。どれを今政府がお取り上げになるかということであらうかと思

います。○参考人(貝塚啓明君) ただいまの御質問で、現在の日本の状況をどういうふうに判断するかという、不況の問題でいろいろ御発言になったんですが、私自身は、確かに減税をすれば多少効果があるということとはそうだと思いますが、ただ、現在の日本の経済の状況というのは、ちよつと大げさに言えばかなり深刻な状況でして、多少減税をやつても、多少効果はありますが、景気を上げるという効果はないように思います。

それは先ほど来私が申していますように、現在の日本の消費者がどういうふうにかえてい

うかと、非常に先行き不安であつて防衛的に切り詰めているという感じがあります。問題は、ですばり政府が、今後も先ほどの繰返しですが、やっばり政府が、今後の日本の人々が生活設計を立てる場合の基本的なプランはどういうものであるかというのをはつきり、これは社会保障を中心で

が、それをきつちりさせるべきだということが一つ。

それからもう一つは、もう既に議論になっておりますが、金融機関の不良債権というのが不況のもう一つの非常に重要な要因でして、これをなるべく早く何らかの意味で解消するということが、貸し流しということが実際言われておりますが、ですから中小企業はお金を借りられないとかそういう話が今ある程度起きています。その二つをなすべく早く、片一方は、先の将来設計にとつて重要な政府の、別にレベルは高くある必要はありませんが、ほぼ確実に保障できる社会保障上の約束と、それから第二は、やはり今言った不良債権その他の金融的な処理をなるべく早くこれはやらなうと、単純に言えばちよつとどうにもならないようなところに来てい

るというのが私の印象でござい

ます。

○山口哲夫君 田尻先生にお願いいたします。

一般的に建設国債は良で赤字国債は悪であるという、そういう言われ方をしております。確かに赤字国債というのははもととこれは禁止されてい

たわけでして、財政法では、しかし、必要に応じて法律を改正しても発行してきただけです。

それで、今度のこの案によりまして、いわゆる国債費というものをGDP比三％に抑えようというわけで、今GDPは五百二十二兆円くらいでしようか、その三％という約十五兆七千億

円くらいになるわけです。そうすると、予算の約二割に近いものになるわけですが、これは私はちよつと多過ぎるんではないかなと思

う。ですから、建設国債はある程度出してもいいという安易な考え方というものがずっと長い間に結局たまりました。今日の赤字国債発行につながつてきたと思うので、そういうことからい

うとある程度やはり建設国債についても相当制限をしてやつていかなければいけない。三％はちよつと多過ぎやしないかなと思

う。すけれども、いかがでしょうか。

○参考人(田尻嗣夫君) 三％という数字の妥当性

については、私、それでは何%ならいいんだというふうにはなかなか答えし

たいわけではござい

ます。現在、国債を政府が赤字国債にしろ建設国債にしろ発行することが悪なのかというところ、基本的なことを考えてみますと、今、経済は政府、企業、家庭という三つの部門から成り立っておりますけれども、その家庭の部門では年間三十兆円から四十兆円の資金余剰が生じておるわけでありまして、これを何らかの形で方向づけ

させないと、それが米国の国債を買つたり、日本の生活基盤なり生活上に役立たない形でしか使われないという問題があるわけでございまして、国債の発行そのものは決して悪ではないと思

います。もう一つは、先生の御質問の向こう側には次の世代にそのようなものを引き継いでいいの

かという御議論もあらうかと思

いますけれども、しかし、一定比率の国債は当然次の世代にも負担していただくべきものだと思

います。それから、現在、国債の累積が将来どうなつていくか、国民負担率がどうなるかという、公的に負担しなければなら

ないものだけが議論されておるわけでござい

ますが、二十一世紀の次の世代は、実は両親から引き継ぐものも極めて多いわけ

でござい

ます。つまり、国民の六割が、世帯数の六割がマイホームを持

つて、土地、建物、不動産を持

つておる。次の世代は住宅ローン

は要らないわけ

でござい

ます。そのように考え

ますと、プライベ

ートな面での負担の問題と公的な負担の問題を

あ

わ

せ

ますと、次の世代はそんなに暗くはないと私は思

います。したが

いまし

て、財政構造改革は

もちろん三

％以下に抑えていくことは十分必要でござい

ます

が、その先に待つておるのが破局的な社会なんだ

というふう

に私は考

えており

ません。

○山口哲夫君 ありがとうございます。

○理事(高木正明君) 以上で参考人の方々に対す

る質疑は終了いたしました。

参考人の皆様に一言御礼を申し上げます。
本日は、長時間にわたり貴重な御意見を賜りま
して、まことにありがとうございました。委員会
を代表いたしまして、ここに厚く御礼を申し上げ
ます。(拍手)
明日は午前十時に開会することとし、本日はこ
れにて散会いたします。
午後三時四十三分散会

平成九年十一月二十七日印刷

平成九年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局